

平成29年1月教育委員会定例会議

日 時 平成29年1月25日(水曜日)
午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員(5名)

1番 委 員 長	後 藤 眞 琴
2番 委員長職務代行	成 澤 明 子
3番 委 員	留 守 広 行
4番 委 員	千 葉 菜穂美
5番 教 育 長	佐々木 賢 治

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長	須 田 政 好
教育総務課長補佐	早 坂 幸 喜
総務課主幹兼学校教育係長	小 南 友 里
学校教育専門指導員	岩 淵 薫
青少年教育相談員	齋 藤 忠 男

傍聴者 住民2名

議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
 - ・報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 報告第47号 平成28年度生徒指導に関する報告(12月分)
- 第 6 報告第48号 区域外就学について
- 第 7 報告第49号 指定校の変更について
 - ・審議事項
- 第 8 議案第22号 学校給食調理施設の運営に関する重要な事項について
- 第 9 議案第23号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の改正について
 - ・協議事項
- 第10 美里町議会2月会議について
- 第11 美里町教育大綱(案)について
- 第12 平成29年度教育行政方針(案)について
- 第13 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)
- 第14 美里町の学校再編について(継続協議)

・その他

第 15 平成 29 年 2 月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

・審議事項

第 8 議案第 22 号 学校給食調理施設の運営に関する重要な事項について

第 9 議案第 23 号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の改正について

・協議事項

第 10 美里町議会 2 月会議について

第 11 美里町教育大綱（案）について

第 12 平成 29 年度教育行政方針（案）について

第 13 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

第 14 美里町の学校再編について（継続協議）

・その他

第 15 平成 29 年 2 月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

・報告事項

第 5 報告第 47 号 平成 28 年度生徒指導に関する報告（12 月分）【秘密会】

第 6 報告第 48 号 区域外就学について【秘密会】

第 7 報告第 49 号 指定校の変更について【秘密会】

午後 1 時 3 4 分 開会

委員長（後藤眞琴） それでは、ただいまから平成 2 9 年 1 月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として須田教育次長兼教育総務課長、早坂教育総務課長補佐、小南主幹兼学校教育係長、岩淵学校教育専門指導員が出席しております。

また、一部の審議事項で追加の説明員として齋藤青少年教育相談員が入室いたします。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

日程 第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴） 「日程第 1 会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は委員長から指名することになっておりますので、今回は 3 番留守委員、4 番千葉委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程 第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴） 「日程第 2 会議録の承認」に入ります。

調整された平成 2 8 年 1 1 月定例会会議録は事前に配付されており、各委員は既に確認いただいていると思います。

平成 2 8 年 1 1 月定例会会議録について確認します。事務局に修正などの連絡はありましたでしょうか。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） それでは、事務局のほうから、委員各位から御指摘いただいた部分を御紹介させていただき、修正させていただきます。

1 6 ページ、前の行からの下から 4 行目になります。前の行、5 行目からのつながりでいきますと、「地方公共団体として議会の議決を必要な場合はもらう」という表現がございますが、表現として適切ではないと思いますので、「地方公共団体として必要な場合は議会の議決を得る」というふうに修正をしたいと思います。

続きまして、1 8 ページです。上から 5 行目になります。「教育委員から教育長が」と表記されておりますが、「教育委員会から教育長が」の誤りで、「会」という字が抜けておりましたので加筆させていただきます。

真ん中ら辺になります。「ただし、地方行政改革推進法」と表記されておりますが、聞き間違いでございます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、これが正しい表記でございますのでこちらに修正させていただきます。

同じく 1 8 ページ、下から 1 0 行目あたりになります。委員長の発言でございます。「その間は今までのあれでやる」という表記になっておりますが、口語文となっておりますが、この部分は「その間は今までのとおりする」という表記に直した

いと思います。

その1行下、真ん中ら辺に「規程で運用をお願いいたします」となっておりますが、これは規程ではなく要綱でございますので、「要綱で運用をお願いいたします」ということになります。

委員長（後藤眞琴） それから、申しわけないですけども、今のページの僕のところで、5行目の「教育委員」に「会」を入れてもらいましたけれども、もう1カ所あって、上から1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14行目ですか、「教育長は教育委員から委任された」という、これも「会」を入れておく必要があるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） ただいま委員長のほうからお話いただきましたが、上から14行目の後半の部分、「教育長が教育委員から」となっている部分を、「教育委員会から」と「会」を加えさせていただきます。

それから、20ページ、上から14行目になります。「それとあわせて学校の老朽度の調査を」となっておりますが、「学校の校舎等の老朽度の調査」でございます。建物のという意味でございますので、「校舎等の」という表記に改めさせていただきます。

同じページの真ん中ら辺になります。文章の頭からいきますと「な問題が出るでしょうけれども、それに対する解消策を」となっておりますが、「解消策」ではなく「解決策」の誤りと判断いたしますので、「解決策」と表記を改めさせていただきます。

それから、同じページの下から4行目の文末になります。「農村関係改善センター」となっておりますが、「農村環境改善センター」の誤りでございます。修正をさせていただきます。

それから、一番下の行になります。真ん中より後ろのほう、「意見を応募する機会」となっておりますが、これは聞き間違いでございます。「意見を公募する機会」、「公募」でございます。

続きまして、21ページ、上から3行目。「それで委員会に」と表記されておりますが、何の委員会かわかりませんので「教育委員会に」と改めさせていただきます。

23ページ、下から2行目と一番下の部分にあります。「学生」という表記がございます。「学生側からは」あるいは「学生から見た場合は」という表記がございます。23ページの下から2行目と一番下の行になります。これは「学生」を「生徒」と直させていただきます。

次に、24ページ、真ん中ら辺です。千葉委員さんの発言のところに、表記「○委員（千葉菜穂美）」で、その後にもた「(千葉菜穂美)」と委員さんの名前が2回出ております。こちらは削除させていただきます。

続きまして、30ページ。真ん中より下の部分で、教育次長兼教育総務課長発言の部分でございます。「9月5日ですか、それを専決処分するよていですので」と、「予定」が平仮名表記になっております。漢字で「予定」というふうに訂正をさせていただきます。

大きい修正点は以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいま報告がありました。会議録の修正など説明があったことを含めまして、平成28年11月定例会会議録について承認することにしてよろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、承認することにいたします。

報告事項

日程 第 3 行事予定等の報告

委員長（後藤眞琴） 次は報告事項ですが、報告事項に入る前にお諮りいたします。

以前より申し合わせをしておりますが、非公開事項となる秘密会については日程の最後に行うことにいたします。本日の「日程第5 報告第47号 平成28年度生徒指導に関する報告（12月分）」、「日程第6 報告第48号 区域外就学について」及び「日程第7 報告第49号 指定校の変更について」は、個人情報等を含む議事でございます。以上のことから、「日程第5 報告第47号」から「日程第7 報告第49号」までの3つの報告については、非公開で行うべきで、秘密会とすることが適切と考えますが、御異議ございますか。

各委員 「異議なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、御異議なしと認めます。よって、「日程第5 報告第47号」から「日程第7 報告第49号」までの3つの報告については秘密会とし、議事進行は「その他 日程第15 平成29年2月教育委員会定例会の開催日について」が終了した後に行います。

秘密会においては傍聴者の皆様の退出をお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

報告事項、日程第3 行事予定等の報告を事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） それでは、事務局から行事予定の報告を行わせていただきます。

あらかじめお配りしておりました行事予定表でございますが、お配りした後に新たな行事等が発生、あるいは加えるべきものがありましたので、本日新たに配付させていただきます。そちらの資料をもとに報告をさせていただきます。

まず、2月1日でございます。公立高校の入試前期選抜が行われる予定となっております。美里町の教育委員会の行事としましては、目標基準準拠検査、いわゆる標準学力検査CRTと言われるものを町内の全中学校1年生、2年生を対象に実施する予定でございます。

それから、町内園長所長会議が14時から南郷庁舎で開催される予定となっております。

2月2日、はなみずき教室を農村環境改善センターで14時から開催する予定となっております。なお、はなみずき教室につきましては、9日木曜日、16日木曜日、23日木曜日と同じように開催する予定となっております。

同じく2月2日ですが、教育長連絡会定例会が大崎合同庁舎で開催され、教育長が出席する予定となっております。

2月3日、町の監査委員による定期監査が行われる予定でございます。

それから、齋藤相談員が巡回訪問を行う定期巡回訪問相談が小牛田小学校で開催される予定でございます。それから、この定期巡回訪問相談でございますが、6日、それから13日、17日に関しましても行われる予定となっております。

2月6日、学校現場の教職員と宮城県教育委員会の意見交換会ということで、県の教育委員会の方々と学校の代表の先生方が意見交換を行う会が大崎合同庁舎で開催される予定となっております。

2月7日、教育の情報化担当者会議が仙台市で新しい学習指導要領に基づくICT教育、端末、タブレット、そういったものを使った教育に関する会議が開催される予定でございますので、岩淵指導員と私とで参加をしてくる予定でございます。

2月9日、美里町議会2月会議が開催される予定でございます。後藤委員長、教育長、須田課長に出席をしていただくこととなります。

先ほどお話ししました2月1日の高校入試の前期選抜の合格発表が、この2月9日に行われる予定でございます。

なお、関連いたしますが、後期選抜入試に関しましては3月8日に行われ、3月16日に合格発表の予定でございます。

2月10日、町内小中学校長会議を南郷庁舎で9時から開催する予定でございます。教育長と岩淵指導員が出席いたします。

それから、同じく10日、特別支援教育関係者の研修会。南郷庁舎の多目的ホールで関係者を対象にした研修会を開催する予定で、岩淵指導員、それから事務局の泉主事が出席をする予定となっております。

2月14日、平成29年3月末人事異動に係る情報交換ということで、大崎合同庁舎で開催され、教育長が出席する予定となっております。

同じく14日です。第3回生徒指導連絡協議会が北浦小学校で開催されます。齋藤相談員が出席予定でございます。

2月15日、宮城防災教育推進校事業連絡協議会が仙台市内で開催され、協力事業校となっております不動堂小学校の菊池先生と私で出席をする予定となっております。

同じく15日、定例行政区長会議が農村環境改善センターで開催される予定でございます。教育長が出席の予定です。

16日、県費負担教職員の任命等内申事務の説明会が合同庁舎で開催される予定で、事務局の渡邊主査が出席する予定となっております。

それから、同じく16日、遠田警察署管内学校警察連絡協議会定例会研修会が涌谷町で開催され、齋藤相談員が出席する予定でございます。

2月20日、平成28年度第2回人事調整会議が大崎合同庁舎で開催され、教育長が出席する予定となっております。

それから、21日、美里町議会3月会議の告示、議案送付の日となっております。

同じく21日、適応指導教室の情報交換会が宮城県で開催される予定で、岩淵指

導員、齋藤相談員に出席していただく予定となっております。

同じく21日、北部管内の大崎地区の小中学校長会議が大崎合同庁舎で開催される予定となっております。

22日、小中学校の特別支援教育推進協議会の卒業・進級を祝う会が青生コミュニティセンターで開催される予定で、事務局の泉主事が出席する予定となっております。

同じく22日、遠田郡小中学校教頭会全体研修会ということで、小牛田中学校を会場に開催される予定となっております。教育長が出席の予定でございます。

それから、2月23日、美里町議会3月会議の一般質問の締め切りということで、翌日から答弁調整という形になります。

それから、同じ日、課長会議を開催する予定となっております。

それから、24日、小中学校養護教諭連絡協議会の研修会を駅東交流センターで開催する予定となっております。

2月26日、日曜日でございますが、第12回小牛田山神社杯少年剣道大会が開催される予定でございます。教育長が出席をする予定となっております。

27日、美里町議会3月会議の一般質問の答弁調整、それから南郷中学校区保幼小中連絡推進委員会が開催される予定となっております。

2月28日、美里町議会議員による出前授業が小牛田中学校で13時35分から開催される予定でございます。後藤委員長、留守委員、教育長に出席をいただく予定となっております。

こちらは2月の分でございますが、関連するということで、1月31日に町内小中学校の教務主任会議を開催する予定となっております。

それから、3月2日から3月下旬、おおむね22日前後になるかと思いますが、美里町議会3月会議が開催される予定となっております。

以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に質問などございますか。ありませんか。

各委員 「なし」の声あり

それでは、行事予定等の報告を終わります。

日程 第 4 教育長の報告

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第4 教育長の報告」をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治） 本日もよろしく申し上げます。それでは、プリント、あるいは資料等に沿って報告いたします。

1月の校長会定例会を13日に行っております。裏面をごらんいただきたいと思います。主だったことのみ報告させていただきます。

まず、1番目に、そこに3点ほど校長先生方にもお話ししましたが、まず何よりも年末年始の冬休みが無事故で大きな特別な事故もなく子供たちが年末年始を過ごしたということ、校長先生方初め先生方の指導に感謝をしたい。そして、順調

に3学期、幼稚園も含めてスタートしていると話しました。

それから、新年に向けての希望等、子供たちなりにいろいろ抱いていますので、無理しないように気配りをお願いしたい。意外とそういった節目のときに、本当に生徒、子供が変わるときがありますので配慮をいただきたいと話しております。

それから、3番目ですが、後ほど申し上げますが、人権作文コンテストの受賞生徒、あるいは国際軟式野球大会で活躍した北浦小の6年生の子供がおります。そういった子供だけでなく、いろんな面で活躍している子もいますが、どうか先生方はそういった子供たちへの称賛をしてほしいというお話をしました。

それから2点目、議会12月会議です。定例会という言葉は、今は使いません。12月会議の一般質問内容が10項目ぐらいありましたが、その大まかなものだけ紹介し、これからの対応についてもお願いするところはしておきました。

それから、来年、平成29年度の全国学力・学習状況調査が4月18日土曜日の予定であります。国語、算数・数学、平成29年度は2教科の予定であります。これは変わらないと思います。それで、今年、平成29年度は保護者を対象とした意識調査の実施もしたいと文科省のほうでお話がありまして、不動堂中と小牛田小の保護者が、これは宮城県教育委員会のほうからお願いがありまして、対象とすることになっております。

なお、宮城県教育委員会で実施していた学力調査等につきましては、平成29年度からは中止という形になります。

それから、4点目の学力向上対策について、特にお願いしたのは、学力向上支援員が今、小学校3人、中学校2人、5人で配置しておりますが、その有効活用をぜひ学校の温度差がないようにしっかりやってほしい。学力が今ちょっと低調ぎみですので、教育委員会としてもできる限りバックアップするので、学校でもとにかく授業中心、学校での生活が大事ですので頑張ってもらいたいと話しております。なお、平成29年度予算の中で拡充、つまり小学校も中学校も各校に1人ずつ学力向上支援員を配置したい。中学校につきましては1名不足でしたが、何とかその人材をお願いすることが大丈夫という内諾を得ています。小学校につきましては3人不足していますが、2人まで一応やってもよいとの内諾、1人がまだ見つからない状況であります。教育委員会としましても、そういった向上支援員の拡充を図るので、ぜひ学校で子供たちに少し激励をしながら頑張らせてほしいというお話をしました。

あと、5番目は人事異動関係です。1月、2月、大体2月20日ぐらいでほぼ決まるわけですが、本日、午前中に第1回目の調整会議を実施しております。今年の平成29年度の特徴は、児童生徒数も減ということから、いわゆる定数減、増えているのは不動堂小学校だけですね。あとは減で、ちょっと今日も午前中に調整会議をしてきたのですが、いわゆる転出はするが補充はない、不補充、そういう現状です。子供たちも減ってきているので、学級減、教員減になりますと話しております。

それから、40人定数でありますけれども、例えば41人ですと2クラスになるんですが、境界学級ということで、1人は本務ですけれども1人は講師と。つまり、1人がパッと何かで転出すると1学級になるんですね。ですから、本務を2人配置

してしまうと、むりやり転勤をしてもらおうという厳しい状況になるので、講師だからいいというわけではないんですが、講師の場合はそういう条件でお願いしてありますので、そういった状況であります。

それから、6点目の安全管理、運営について。特にインフルエンザ等の予防ということでお話をしております。インフルエンザについては、後ほど現在の状況を御報告したいと思います。

それから、(5)番目の職員の服務。今、宮城県教育委員会で必死になって、いわゆる服務規律、そういったことについて取り組んでいますけれども、美里町としましてもコンプライアンスの推進体制。美里町教育委員会でそのマニュアルが示されております。これも後ほど御報告したいと思います。そのことについて、校長会でもお話を13日にやっております。

それから、先ほど早坂課長補佐からお話がありましたが、2月の行事で10日に特別支援教員研修会を実施する予定であります。

それから、8番の(2)番目、町議会議員による出前授業の実施。教育委員の方々にも御出席いただいておりますが、不動堂中学校と南郷中学校が終了しております。あと、2月末に小牛田中学校の実施予定であります。校長会でも、もちろん確認をいたしました。

それから、(3)番目の平成29年度南郷プールの利用ということで、これはここ数年南郷プールを授業で使わせていただいております。南郷小学校、南郷中学校、不動堂中学校と3校で南郷のプールを利用しておりますので、その計画表を早目に提出して、プールのほうに御理解いただくようにと話しました。

それから、2点目は、休日とか長期休業、町内の小中学生は、これは減免ということでただでお借りしている。ここ数年続いております。その場合、名札を提示して、町内の小中学生であるという証明証ですね。それから、2つ目は町内在住で区域外就学、県立中とか古川学園とか、あるいはいろんな都合で隣のまちの中学校、小学校に行っている子供たちもいます。そういった子供たちにも減免措置をすることで許可証を発行しますので、早目に連絡くださいと。これはまちづくり推進課と打ち合わせをして、そういったことをやっております。

あと、(4)番目、株式会社ニシマキから、平成29年度の入学祝い品、小学校の新入児童に、ニシマキは創立何十周年記念だったでしょうか。これは記念行事で町長部局を通して、そういったものを寄贈したいと思っておりますのでということで、これも校長会で連絡しております。

では、前にお戻り願います。

12月28日に昨年の仕事納め、そして4日に仕事始めということでスタートしております。その後、出初め式、成人式、1万人寒稽古。3連休にそういった行事がありました。

それから、主だったものですが、13日に新春の集い。出席者200人くらい集まったと聞いております。私も参加いたしました。

それから、あとは御覧いただきたいと思っております。この間の18日の臨時会のときにもちょっと申し上げた内容もございます。

今後の予定ですけれども、明後日ですね。ホテル白萩で市町村教育委員・教育長研修会が予定されています。委員長さんと留守委員に参加いただく予定です。

それから、4点目ですが、宮城県立学校コンプライアンスマニュアルをお手元にコピーして配付いたしました。それに基づいて、美里町の町内の小中学校でも実施していくこととなります。ちょっとだけ見ていただきたいのですが6ページを御覧いただきたいと思います。

学校のコンプライアンス推進体制、何故、こういうことをやるのかという目的等を前のほうに書いてありますので御覧いただきたいと思いますが、校内にコンプライアンス推進担当者というものを教頭ほか、教頭も含めて5人程度校内で決めて、そして様式1、様式2、チェックシートがあります。それに基づいて美里町でやりましょうと、そういったことを校長会でお話ししております。

そして、8ページに、チェックシートで行った面談などもありますけれども、その結果、8ページの2番目にはその推進担当者、教頭を含めて四、五人いますけれども、違反または違反の疑いがある行為を確認した場合は速やかに校長に報告してください。校長は、その内容によって教育委員会、宮城県ですから教育庁という言葉を使っていますが、教育委員会に報告する。月2回程度だったと思いますけれども、ただ注意しなさいよ、ではなくて、実際チェックシートを使って確認をお互いにやっていく。

それから、10ページを御覧いただきたいと思います。

校長のコンプライアンスチェックシートの確認は誰がするのかと、上半期、下半期ごとに1回ずつ実施して、そのチェックシートに基づいて教育長が面談をする。そういったこととなります。職員評価、新しい職員評価に基づいて、校長との面談は年2回予定しておりますが、そういった機会を利用して、あるいは場合によっては特別にやらなくてはいけないこともあるかと思えます。ないことが良いのですが、相談が必要だと判断した場合は校長との面談をする。そういったマニュアルに基づいて、美里町でも3学期からやっていく予定です。今年度は残り少ない期間ですので準備期間ということで、平成29年度からこれに向けて実施していく。そして、美里町からそういったマスコミを騒がせるような事件、トラブルは、別に今までもありませんでしたが、今後もないように。教職員が、ましてや管理職が、気仙沼のようにああいっただけの事件を起こすと学校の信頼、地域からの信頼感も根元から崩れます。それが子供の教育においてはかなり影響しますので、まず襟を正してしっかりやっていきたいと思いますということで、美里町でもやっていきたいと思っております。

それから、教育長報告のプリントにお戻りいただきます。

6件目ですが、その他としまして、インフルエンザの感染状況について、そこに黒の四角で3つほど、昨日これをつくる時点でそういうふうにとまとめましたが、今朝、今お手元に行っていると思いますけれども、早坂補佐のほうでつくった1枚物で、インフルエンザ流行に関する学校等の状況について、そのとおりでございます。学級閉鎖、学年閉鎖、なんごう幼稚園、保育園は全園、今日からです。昨日は年中だけだったのですが、かなりもう感染しまして、医者と相談をもちろんで、いる

んな基準がありますので、とにかく早目にとということで、25、26、27日と3日間休園という形。余り拡大しないように早目に手を打ってやっていきたいのですが、何せ家族での感染、あるいは教室で一緒に生活していますのでどうしても感染するものであります。手洗い、うがい等々やっていただいておりますが、感染しても発症しない丈夫な子供もいます。ぜひそういった病気に負けない子供を育てたいものですけれども、これは実態、状況であります。このことは、町長のほうにも連絡はしてあります。特に中学校は入試を控えておりますので、十分感染防止に努めるようにということで連絡をとり合っております。

それから、その他の(2)番目の中塚小学校のプールですけれども、中塚小学校は今の場所はたしか平成十四、五年ごろに新しく建てたと思うんですけれども、その前まではあそこから歩いて北のほうに五、六分以上かかりますかね。今、校庭跡地があるのですけれども、あそこに前は校舎があったんですが、給食棟とプールはそのまま残してきました。当時はまだ、もちろん新しいといいますが、使える状況がありました。それで、給食棟も、しばらくあその離れた場所で給食をつくって中塚小学校の子供たちに提供してきたわけですが、東日本大震災でその給食棟の水回り部分が全然使えなくなる状況になりまして、もともと学校から離れた場所で給食を提供するというのはちょっと心配なこともありまして、北浦小学校で給食はつくることになって、今もやっております。

それから、プールもそのまま残して使えるので使用してまいりました。調べたところ、あのプールは昭和45年につくったプールのようであります。約50年近くになっておりまして、かなり古くなりまして、毎年小破修理からいろいろ修理、修理。機械も本当にいつ壊れてもおかしくない状況でありまして、あのプールに子供たちが行くのにもスクールバスを利用していたわけです。歩けば、集団で歩くと10分、15分かかるので、スクールバスで、それで全部の子供たちがスクールバスだとスクールバスの路線が大変だということで、2年ぐらいまでになりますかね、低学年、1・2年だけスクールバスで行ったり来たりしていました。

それで、プールも大規模改修するのにも何千万円、新しくつくるとなるとすごいお金もかかるので、平成29年度から北浦小学校のプールを利用する。もちろん移動はスクールバスを何とかやりくりして、子供たちの体育の授業、あるいは夏休みのプールでの水遊びなど、北浦小学校で実施する。これは両方の校長先生方にもお話をしていますし、町長のほうにもこういった方向で今考えていることを話しております。夏休みもバスを出して、子供たちが午前、午後と利用できるように体制を組んでいきたいと考えています。これは本来であれば前の教育委員会である程度協議をさせていただいてお話しすればよかったのですが、御報告という形でお認めいただければと思います。平成29年度から、中塚小学校のプールは使用しないで北浦小学校のプールを有効活用したい。北浦小学校はもともと、もっと人数が多いときにつくったプールでありますので、十分対応できる状況です。

そして、もう一つは子供たちの交流ですね。小学校間の交流ということも今、保護者のほうからもたびたび要望がございます。ですから、そういった体育の授業等を通して、同じ幼稚園に通っていらしたので、今の4年生まではみんな一緒だった

わけです。そういったこともありまして、そういう授業等を通して交流を深めると
いう狙いもございます。よろしく願いいたします。

それから、(3)番目、児童・生徒の活躍についてということで、1つ目は別紙1
ということで、別刷りでお手元に行っていると思います。北浦小学校6年生の青沼
勇心君です。その概要のところを書いてありますが、新聞のほうじゃなくて別のほう
であります。スポーツ少年団でやっておりまして、時たま宮城県の選抜チームの
代表の方が見て回ったようで、青沼勇心君が大変すばらしいということで、宮城の
選抜チームとして台湾での試合に出場した。チームがベスト8ということで、大変
活躍している。そのことが裏側の大崎タイムスで紹介されている。そういったすば
らしい活躍。これは仕事初めのときに、美里町議会の吉田議長も紹介をしておりま
した。

それから、2点目ですが、別紙2のほうを御覧いただきたいと思います。社会を
明るくする運動の作文コンテスト。一昨年あたりまでなかなか応募がなかったのだ
ですが、去年からいろいろ呼びかけをしまして、結構な作文の応募がありまして、宮
城県の中学生の部で、裏側をちょっと見ていただきたいのですが、優秀賞に不動堂
中学校の1年生の武田君が入っております。あと、特別賞ということで不動堂中3
年生の小松さんが入賞しております。最優秀賞、優秀賞の作品につきましては、そ
こに書いてありますが、中央審査へ推薦を宮城県のほうでしたところ、武田君が全
国保護司連盟理事長賞の優秀賞を受賞した。表彰式にも行っております。そうい
ったすばらしい活躍がありましたので、御報告させていただきました。

なお、その作文につきましてはコピーしてお手元にお配りしておりますので、後
ほどごらんいただきたいと思います。なかなかすばらしい内容でした。

以上でございます。長くなりました。よろしく願いします。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 委員長、1つだけいいですか。

修正のほうに間に合わなくて、教育長にお渡しした資料が古くなっております。
先ほど、教育長から報告がありましたインフルエンザの流行に関する分でございます
が、不動堂小学校2年1組が1月23日から27日まで学級閉鎖となっております
すけれども、今日午前中、お昼ちょっと前に入った情報によりますと、2年2組も
明日から学級閉鎖という状況になっております。追加させていただきます。

教育長（佐々木賢治） 学年閉鎖だね。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） そうですね2学年2クラス両方ですから、学年閉
鎖になってしまいますね。不動堂小学校の2年生は学年閉鎖でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に質問などございますか。

僕は1つちょっとお聞きしたいのですけれども、全国学力学習状況調査の実施に
ついてのところの保護者を対象とした意識調査の実施となっておりますけれども、何
の意識調査ですか。

教育長（佐々木賢治） まだ中身まではちょっと承知しておりません。家庭学習と
かなんかだと思うのですが、ちょっと中身までは実際まだ示されてはいません。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。よろしいですか。

2番（成澤明子） 北浦小学校に中埴小学校の子供たちがプールに行って、一緒にといますかそれを使うということで、子供たちの小学校間の児童の交流の意味もあるというお話だったんですけども、それは別に同じ時間にその学年が一緒にするという意味ではないですよ。時間割はそれぞれに。

教育長（佐々木賢治） そういったことは可能な限りということで、授業の組み方もいろいろありますので、ですから何時間か、水泳指導に10時間ぐらいとってあるのであれば、そのうちの1コマぐらいとか。まだ実際、予定ですので、ただそういったこともあるとよいと思っています。

2番（成澤明子） 天候もありますしね。

教育長（佐々木賢治） はい。できればお願いしたいということです。

2番（成澤明子） バスで移動するとなると、どれぐらいかかるのですか。

教育長（佐々木賢治） 乗っている時間だけですと5分ぐらいで着きますが、乗ったり降りたりする時間を含めると15分ぐらいになるのかなと思います。ですから、1時間体育じゃなくて、2時間とか、そういったことになるかと思っています。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。よろしいですか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、教育長の報告を終わります。

それでは、さきに協議したとおり、「日程第5 報告第47号」から「日程第7 報告第49号」までの3つの報告については秘密会となりましたので、議事は本教育委員会の最後に行います。

審議事項

日程第8 議案第22号 学校給食調理施設の運営に関する重要な事項について

委員長（後藤眞琴） それでは、審議事項に入ります。

「日程第8 議案第22号 学校給食調理施設の運営に関する重要な事項について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） それでは、説明させていただきます。

委員長（後藤眞琴） 座っていただいて結構です。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） では、座って説明させていただきたいと思います。

学校給食調理施設の運営に関しまして、教育委員会から12月19日付で諮問がありました件について、今回回答申をいただいておりますので、その部分について説明させていただきます。

1つ目は、「平成29年度の学校給食の物資の取引業者の指定について」でございます。

今回は40の事業者より給食の物資の取引をしたいということで指名願が出てお

りまして、中身を確認したところ、こちらの事業者、例年取引実績もございますので、今回指名願が出た40事業者を来年度、平成29年度の給食の物資の取引事業者として指定することについて、指定するという事で答申文書が出ております。

また、2つ目でございます。「平成29年度における学校給食費の額について」でございます。

こちらの単価ですけれども、今年度、小学校では1食当たり271円、中学校では1食単価333円で、幼稚園に関しましては完全給食の1食単価は、こちらはなんごう幼稚園になりますが235円。また、こごた幼稚園、ふどうどう幼稚園の2園に関してはミルク給食という牛乳の提供を給食として行っています。こちらの1食単価を47円にすることで、単価を適正と認めるということで答申が来ています。

こちらの部分に関しましては、昨年度と今年度、平成28年度と同一単価ですけれども、その部分については消費税率の2%アップも延期されましたことでもありますので、同一単価で次年度も給食の運営をするということで、同一単価で適正と認めるということで答申が出ております。

また、3点目ですが、来年度、南郷学校給食センターの運営形態の変更についてということで、事務局より、南郷学校給食センターの運営形態を直接の運営から直営方式から、業務委託、民間の事業者へ給食の調理業務を委託することについて意見を求めました。その結果、運営委員会のほうで適正と認められましたので、今回答申として適正と認めるということでいただいております。

以上、3点について諮問のあった件について、学校給食調理施設運営委員会から答申ということで出ております。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 諮問したことについての説明がない。だから、諮問する前に委員会にお諮りしなければならなかったけれども、していない。その部分をまず、お詫びして、そして、何月何日にこういう文書で諮問して、そして何月何日に会議を開いて協議をしていただいた結果がこれでしたというように説明してください。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） すみません。最初に説明すべきでしたが、こちら、美里町の学校調理施設運営委員会ですけれども、最初に教育委員会から諮問をいただいて、その諮問されたことに……

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 教育委員会から諮問するのが、下のこの文書だよ。教育委員会からこっちに諮問するの。

今、説明した資料の一番前のところに諮問文がありますが、これは12月19日、美里町教育委員会総務課の第1573号で、これを美里町の教育委員会の附属機関、教育委員会の諮問機関である美里学校給食調理施設運営委員会、「町」が抜けていますが、美里町学校給食調理施設運営委員会に諮問案件として諮問をしました。

本来、これは前もって、11月定例会等で諮問案件を委員皆様にお諮りをして諮問すべきところでしたが、事務局で失念してしまいまして、教育委員会にお諮りをせずに、諮問を先にさせていただきました。この内容についての諮問をさせていただいた結果、12月20日付けで附属機関である美里町学校給食調理施設運営委員会から教育委員会に先ほど説明した内容で答申があったということで

ざいます。事務的な手続が重要なところで、手落ちがございましたことをお詫び申し上げます。今回の御報告とさせていただきます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。そのことについては、これからこういうことのないよう、よろしく願います。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 委員長、すみません。それで、今御報告した内容に基づきまして、あと教育委員会の中で決定していく形ですので、これにつきましては2月の定例会、あるいは3月の定例会で審議案件として出させていただきますまして、この答申を受けて、教育委員会が最終的には決定していくという形になります。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 本日、提案ということで資料も配付させて配付させていただきます。よろしくお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） あっ、上がっておりますね。間違えました。これに基づき、御審議をいただければと思います。すみませんが訂正願います。

委員長（後藤眞琴） 今日、行ってよろしいですね。今日審議いたしますので、よろしく願います。どうもありがとうございます。

質疑に入ります。ただいまの説明に質問などございますか。

僕のほうからよろしいですか。この答申の内容ですけれども、諮問をして、委員会が協議して、そうしたらこれは、答申のとおりとして、これは1、2、3とみんな、別紙のとおり指定します、適正と認めますとありますが、理由を書いていないのですけれども、これはこういうものでよいのですが。僕がこれを見たときに、あら、理由がないなと思いました。どうして適正と認められたか、そういうことはなくても事務局のほうではわかるわけですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 審議会の会議録、あるいはその進行等、事務局も立ち会ったわけですが、こちらにつきましては特に意見、質問は出ませんでした。それで、考え方としては、正式な受けとめ方ではないですが、私個人としましては、前年度、平成28年度と同額であるという金額を事務局で説明したわけですね。それを同意いただいたものと考えています。ですので、特に意見を付してのものではなくて、これに対しては適正という答申だけでございます。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

それでは、これは条例規則(案)となっておりますけれども、これは文言のほうで、ミスプリントみたいなものもあるかと思しますので、その辺のところをもう一度点検していただければありがたいのですけれども。例えば、この条例規則(案)の第4章「条例第2条に規定する者以外の者に実施する給食(第15条 - 第18条)」、となっているのですけれども、第20条まであるみたいですが、これは。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 飛んだのかな。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 委員長、今の部分に関しては次の議題です。

委員長（後藤眞琴） 次ですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） その前までの資料ですので。

委員長（後藤眞琴） 最初のものですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） はい。

委員長（後藤眞琴） どうも、ごめんなさい。

では、ほかに質問ございますか。どうぞ。

2番（成澤明子） 諮問ということで、3番目の学校給食センターの運営形態の変更について別紙資料にということですので、別紙資料に（1）現状課題というところで、民間業者にできるものは民間業者にという方針のもとで委託化を進めていく。それで、合併後においては正職員としての給食調理員を採用しておりませんということは、何か前回か前々回あたりに須田教育次長からのお話で、ああそうなのだと思ったのですけれども、民間事業者者にできるものは民間事業者へというのは、いつからというか、合併してすぐとかということでしょうか、始まったのは。もう、この教育関係だけじゃないと思うのですけれども。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ええ、そうです。これは12月の議会12月会議でも一般質問であったのですが、まず国の方針と申しますか、国としまして、今のような方針です。それで、町もそれを受けて、民間に委託できるものは民間にしようという方向を定めて、進めています。と申しますのは、町の職員の給料表が、行政職、一般行政職、あるいは医療職とかいろいろありますが、その中の労務職の給料表もあります。それに該当する職員の採用はしてはならないということで、それはもう、採用はとまっています。

それはどのような職種かといいますと、学校の業務員、それから学校給食調理員、これはもう合併後1人も採用できない状況ですので採用していない状況です。そういう状況であれば、そこで働いている方々の業務については外部委託をせざるを得ないというのは、最初の合併してからの何と申しますかね、基本方針。それを文面化して計画化したのは平成21年でしたかね。外部委託化基本方針と記憶していますけれども、そういったものを町でつくっています。その中に学校給食の業務も入っています。それを順次行っていくということです。平成21年度だったように記憶しているのですが、議会12月会議のときに一般質問があったので全部調べたのですけれども、たしか平成21年度だったと記憶しています。

委員長（後藤眞琴） ほかに何かありますか。どうぞ。

3番（留守広行） 来年度から取引される事業者の一覧があるのですが、教えていただきたいんですが、小牛田地域の小中学校でお米はどちらから入れているのでしょうか。来年度のお米を納入する方々はなんごう幼稚園のみと書いてあるのですけれども、現在、来年度はどういうことになっているのでしょうか。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） では、御説明させていただきます。

小学校、中学校の給食の米飯の納入に関しましては、公益財団法人宮城県学校給食会が納める業者になっています。この公益財団法人宮城県学校給食会ですけれども、公益財団法人宮城県学校給食会で米飯を納入する際に、地域、地元の事業者から米を仕入れ、納品させるというように。要は、町は公益財団法人宮城県学校給食会と、そして公益財団法人宮城県学校給食会は地元のお米を納入する事業者と契約をしてお米が納品されるということになります。

ちなみに、美里町に関してはみどりの農協と契約がなされておりまして、みどりの農協の、しかも美里町産のお米が納品されるというような形になっていますので、

こちらの事業者に関しましては公益財団法人宮城県学校給食会となっておりますので、幼稚園以外の米の納入事業者というのはこの中には入っておりません。

3番（留守広行） わかりました。

委員長（後藤眞琴） ほかに。

2番（成澤明子） 関連ですけれども、40業者ですが、新しく入った事業者とかはいるのですか。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） 新しいのは「たいわんや」ですね。ナンバー20番の鹿島台の「たいわんや」という事業者が新しく今回指名願を出していただいて、適正と認めた業者でございます。取扱品目は青果物ということで、野菜・果物と一般食品ということになっております。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

先ほどの成澤さんの質問に関連があるのですけれども、民間業者にできるものは民間業者にと、これは町独自で決めたわけですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです。

委員長（後藤眞琴） これは、僕が大学にいたときには、やはり民間でできるものは民間でやろうと。お掃除なんかは自分の研究室なんかお掃除をしてくれていたのですけれども、職員の場合、正規の職員の場合。それが民間業者に預けるようになって、机の上までは掃除してくれなくて、部屋の部分だけ掃除するようになったのは、大学独自ではなくて、国からそういう予算の関係があつてそうせざるを得ないような形になってそうしたのですけれども、美里町の場合はそういうこととは関係なく。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 今、委員長がお話しされたとおり、国のほうは国のほうの制度として決めていきます。町は町として決めるのですが、しかし町が国からいただく予算、財源等の関係で国のほうが制度を変えて地方を動かしてくるといふような、それに基づいて町はこのような方針をつくったということです。

具体的に申し上げますと、先ほどお話ししたように国の給料表に労務職の給料表の該当はないということです。それで、労務職の給料表を該当させないというのは、労務職というのは行政職とかあるいは医療職等ほかの給料表と比較すれば幾分単価が低くなっています。ですので、もしそこに学校給食調理員とか学校業務員を採用するとなると、行政職、一般行政職と同じ給料をあげないといけないということです。町にとってはその分、財政負担は高まります。

あと、もう一つは、今、出てきているトップランナー方式といって、外部に委託することによって経費削減されている費用、それを全部の市町村に該当させて、例えば我が町で学校給食を直接運営している場合に仮に100万円がかかっている。しかし、外部に委託した場合に50万円で済むという場合は、この町は50万円しか基準財政需要額というのがあるのですけれども、そのような形で、あくまでもそれを前提として、外部委託を前提とした計算をして交付税をよこします。ですので、それ以上に町が、例えば仮にその50万円という基準財政需要額以上に使えば、税金から投入しなくてははいけない。ですので、そのような財政誘導といえますか、政策誘導といえますか、それは当然国で行っています。しかし、最後に決めるのは町

ですので、町としては先ほど申し上げた委託化基本方針、そちらで決めたということです。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ討論に入ります。美里町学校給食調理施設運営委員会から答申があった学校給食調理施設の運営に関する重要な事項についての答申内容の1、「平成29年度学校給食用物資取引事業者の指定について」を討論いたします。討論ございますか。ありませんか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、なしと認めます。

次に、2、「平成29年度における学校給食費の額について」を討論いたします。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） 討論なしと認めます。

最後に、3、「南郷学校給食センターの運営形態について」を討論いたします。討論ございますか。

2番（成澤明子） すみません。これは討論の前になると思いますが、質問になりますけれども、南郷学校給食センターを全く平成29年度から委託する場合に、委託業者を幾つか挙げて、そこから選ぶという形になるのですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これから、業者の選定方法は第三者、第三者じゃないですね。内部機関ですが、業者の指名競争入札をする場合の委員会があります。そちらにお任せしまして、一般競争入札といいまして、告示をしてそれを見た業者の方が札を入れてくるというやり方と、指名競争入札とってこちらから何社かを指名して入札を行うやり方とあり、そのどちらかをとるかはその委員会で決定しますし、仮に後者の指名競争入札の場合はどの業者を指名するかもその委員会で指名して、当然入札を行って価格で決定してくるか、あるいは場合によっては提案方式といいまして、価格だけではなくていろんな提案内容から決めるという方法もあります。

いずれにせよ複数の業者との競争で、町長部局の委員会で決定するという形です。その依頼を教育委員会からは提出したところでございます。

2番（成澤明子） やっぱり給食というのは子供たちの体をつくることだけでも大事なことの上に、調理師というか調理の部分は委託するけれども、例えば献立を考えるとかというのは町の栄養士がいて、その栄養士が考えるということですよ。

あとは、既製品を多くしてごみが多くなるということを避けるために、それぞれちゃんと調理したものが提供されるということなども大事になってくると思いますので。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 運営するのは町です。先ほど直接運営という表現を使っていますが、とりあえず今後も直接運営するのは町です。全部町が運営していきます。その業務の一部を委託するという形です。それで、委託す

る業務は、まず一番大きいのは調理業務。その次は、配缶業務といいまして、それぞれの学校分につくったものを入れる、配る缶ですね。空き缶の缶、配缶業務。そして、今度はそれを運ぶ配送業務、そして返ってきた食器を洗う洗浄業務、この4つが主です。それが今、細々としたものを研修したり、いろんなものがありますけれども、多くはこの4つが主です。

それで、もう一つ、今度は献立と管理業務は全部町がします。ですので、町が管理し、町が献立したものを調理して配缶していただいて、配送していただいて、返ってきたものを洗っていただくという部分を業者に委託するという形です。ですので、こちらの資料にも書いていますけれども、南郷学校給食センターのセンター長を私が兼務しておりますが、管理者となって運営していくということは変わりません。それで栄養の献立、それから栄養管理については町の職員、管理栄養士が行っていくという形になります。

2番（成澤明子） そうしますと、物資も40の指定された業者から発注したり買ったりするのは町でやると。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 町です。

委員長職務代行（成澤明子） はい、ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴） どうぞ。

3番（留守広行） という事になれば、今入札する前に、そういう内容も打ち合わせを十分にしておいて、この部分は入札で行い、この部分は町ですと。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ええ、そうです。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。どうぞ。

4番（千葉菜穂美） 採用される職員の方は、今ここで働いている方を採用するのですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 全くそこは別です。やり方としては、ほかの市町の例を見ていると、それを移行するという形もとられているようですが、本町の場合は小牛田地域、ちょっと小牛田地域、南郷地域という問題ではないですけれども、町内のほかの調理場でも人が不足していますので、そちらのほうに当然職員が行きます。ですので、こちらは業者の方が業者の責任の上でいろんな条件があると思うのですが、それで採用していただくということで進めます。

4番（千葉菜穂美） わかりました。

委員長（後藤眞琴） 問題は、正規の場合はそういうふうなことができますけれども、非正規の場合、それは直接雇用することになりますか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 非正規の方も同じ考えで、小牛田地域に不足していますので、そちらのほうに回っていただくように考えております。

委員長（後藤眞琴） 回せると。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ええ、そうです。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） では、討論はございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。採決は、学校給食調理施設の運営に関する重要な事項についての答申内容を一括して採決します。「議案第22号 学校給食調理施設の運営に関する重要な事項について」、答申のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

各委員 賛成者挙手

委員長（後藤眞琴） ありがとうございます。

挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

日程第9 議案第23号 美里町学校給食費に関する条例施行規則の改正について

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第9、議案第23号 美里町学校給食費に関する条例施行規則を改正する規則について」を審議いたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 委員長、すみません。提案理由の説明の前に、一部修正をお願いしたいと思います。

「美里町学校給食費に関する条例施行規則を改正する規則について」というお渡ししております部分の規則案の1ページ目、第4章、目次のところです。「第4章、条例第2条に規定する者以外の者に実施する給食（第15条 - 第18条）」になっておりますが、条文は第20条までございますので、こちらは「第18条」ではなく「第20条」。「第18条」を「第20条」に訂正をしたいと思います。

それから、9ページ。様式第1号の4「美里町学校給食申込書（職員）」、この様式の一番下でございます「4、給食を受ける期間」の部分でございます。「美里町立学校の設置に関する条例に規定する中学校、小学校及び幼稚園する期間並びに」という表記になっておりますが、こちらは「美里町立学校の設置に関する条例に規定する幼稚園、小学校及び中学校並びに美里町学校給食調理施設条例に規定する南郷学校給食センターに勤務する期間」と訂正をお願いしたいと思います。

それから、13ページ、こちらは先ほどの申し込みに基づいて出す決定通知でございますが、同じ職員の部分でございます。こちら一番下、「5 給食を受ける期間」の部分でございます。先ほどと同じように、表記がちょっと誤っておりますので、「美里町立学校の設置に関する条例に規定する中学校、小学校及び幼稚園に在籍する期間並びに南郷学校給食センターに在籍する期間」となっておりますが、こちらは「美里町立学校の設置に関する条例に規定する幼稚園、小学校及び中学校並びに南郷学校給食センターに勤務する期間」と修正をお願いしたいと思います。以上でございます。

委員長（後藤眞琴） はい。では、これの提案理由のほうを。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） では、提案理由について説明させていただきたいと思います。

こちらは、美里町学校給食費に関する条例、今年度、平成28年4月1日から施

行しております。こちらの運営に関する条例の施行規則として、平成27年12月に教育委員会の規則としてお認めいただきました。この施行規則に関しましては、施行規則を今年度から運営していくに当たって、定めのない事項を新たに定める必要が給食を運営していく中で生じました。そのため、昨年認めていただきました規則を全面的に改正する必要があり、今回施行規則案を再度提案させていただきます。全面改正ということです。

この部分ですけれども、最初の条例、学校給食に関する条例を施行するための規則ですが、本当に児童生徒と職員に給食を提供する場合についての規定になっておりましたが、実際給食を運営してみて、学校給食の提供をする場合ということで、通常勤務している職員のほかに講師、また指導主事、それから学校で特別支援学校に行っているお子さんが在籍すべき学校と交流するような授業もあります。そういった場合、そういった児童生徒に対して給食を提供する、また保護者の方に給食を提供する、そういった給食を提供する実例が運用してきてあったわけです。その場合、この学校給食の提供、提供する者とあと提供を受ける債権債務の関係がはっきりとわかるようになっていなければならないということで、今回学校給食の児童生徒に実施する給食のほかに、第3章に規定をしております職員に実施する給食の部分と、またその中で臨時給食の申し込みなど新たに追加している部分がございますので、特にこの部分について御審議いただき、全面改正ということで今回規則の改正をお認めいただきたく御提案申し上げます。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ちょっと補足で。

実は、今お話しさせてもらった平成27年12月定例会のときに規則を出したのですが、その規則では学校給食を給食費の債権管理していくのにはとてもじゃないが不足だらけ状態でした。それで、それを補うために今回全面改正をしたということです。

まずは、一番は契約行為として申し込みがあり、そして給食を提供する。そして、きちんとそこで提供した後に債権が発生するというものがありますので、その手続をきちんとしたルールにのっとってやらなくてはいけないということです。その基本に立ち返って書類をそろえていった。そろえるための提出の手続とか、あるいはその支払いの方法とか、あるいは給食の提供の方法とか、それらを細々とそれぞれ定めたということです。

それで、定める上に当たっては、いろいろなパターンがありまして、子供たちのように一斉に学校単位で給食を食べる場合もあれば、あるいは教職員も子供たちと一緒に食べます。あるいは、非常勤の職員とか週に数日しか来ない職員等、イレギュラーなケースがあります。それらも分類して、それぞれの債権管理に向けた手続に合わせたということです。

それで、細々としたところの説明は申し上げますが、そのような形で学校の事務職員、それから学校の栄養士、そして教育委員会の給食担当者ということで、今まで内容を詰め合わせるのに半年以上かかりました。それで1つの案として今回できましたので、これが本来であれば去年の4月にスタートする段階でできていなくてはいけないものですが、先ほど申し上げましたように、間に合いませんでしたの

で、それを4月以降に整備をして、大変申しわけないのですが4月にさかのぼったものとして手続を、定めた規則を適用させていただきたいということです。

それで、今後はこの手続、昨年10月中旬から試行的には行っておりますが、今も不具合というか、もう少しこのようにしたほうがよいという修正しなければいけないところもたまたま出てまいります。今後も随時、これを運用する上でその都度修正を加えながら規則の変更をお願いするようになりますので、その際にはまた変更について御審議いただきたいという考えです。

差し当たり今の段階では、ここに定めた規則のルールが現段階では一番適正ではないか、望ましいのではないかという考えでございますので、今回この1月定例会で全面改正をお願いしたいということです。

委員長（後藤眞琴） 質疑に入ります。ただいまの説明に質疑はございますか。

僕のほうから1つちょっとわからないところがありまして、4ページにあります規則案です。第15条の「町長は、必要と認めるときには、条例第3条第4項に規定する条例第2条に規定する者以外を対象に」とありますが、これは。条例を、今日もらったので見ていないから、これはどんな意味ですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 条例案は配っておりますか。

教育総務課課長補佐（早坂幸喜） はい、お配りしています。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 条例を見ていただくとわかるのですが、まず学校給食の対象者をその条例第3条のところでも規定しています。しかし、それ以外の方にも食べさせることはできます。

委員長（後藤眞琴） 2つで規定するという規定ですか。条例第3条、第4条と条例第2条は。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 委員長、4ページの一番上ですよ。

委員長（後藤眞琴） ええ、一番上です。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 「第3条第4項に規定する」という部分。

委員長（後藤眞琴） ええ。「条例第3条第4項に規定する条例第2条に規定する」と、2つ重なっていて、「者以外を対象に行っている」と。ここの「条例第3条第4項に規定する条例第2条に規定する」と。この意味が。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ちょっと待ってくださいね。第3条第4項に規定する、第3条第4項に規定する……。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） よろしいですか。これは、第4条の部分は、条例の第3条第4項の規定は、「第3条の1項の規定にかかわらず町長は前条に規定する者以外に」とありますが、この前条というのは「第2条」のことをいいます。つまり「第3条の1項の規定にかかわらず町長は第2条に規定する者以外に給食を提供した場合は規則で定める額を給食費として徴収する」というふうに規定しています。それで、この第3条の4項の「第1項の規定」というのが、町長は前条の、いわゆる第2条ですね。第2条の規定により給食を受ける児童生徒の保護者及び職員から給食に要する費用を徴収する。要するに「子供たちの保護者と職員から徴収します」と定めています。それ以外の部分の者、その方々にも給食を提供した場合は徴収できるということで、第3条の4項で定めた部分について、それが第2条に規

定する者以外という意味の書き方です。非常に紛らわしい書き方ですが、第3条の4項に規定する者というのは第2条で規定した者以外の者ですよという表現です。ちょっと紛らわしい表現ですが、続いていて。基本的には第2条に規定する者、つまり「小中学校の児童生徒、幼稚園の園児、小中学校幼稚園に勤務する教職員等」以外の者という意味です。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　そうですね。修飾する言葉は「条例第3条第4項に規定する」の修飾語。被修飾語は、「条例第2条に規定する者以外」、これが被修飾語です。読みづらいのですけれども、こういう条文のつくり方なのです。大変わかりにくいです。ただ、そういう意味です。

委員長（後藤眞琴）　これで大丈夫なのですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　大丈夫です、はい。

委員長（後藤眞琴）　どうもありがとうございました。

教育総務課長補佐（早坂幸喜）　法令上の申し合わせと申しますか、申し下りなので、非常にわかりづらい表現にはなっていますが、内容としては、意味としてはそういう意味でございます。

委員長（後藤眞琴）　そういう意味にとれるのですね。そういう意味にしかとれないということですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　ええ、そう規定しているということですね。

委員長（後藤眞琴）　では、ほかに何かございますか。どうぞ。

2番（成澤明子）　給食の申込書があって、そしてあとは給食の決定通知書があって、あるいは変更通知書があるという形ですけれども、決定通知書というのが6ページから9ページまであるのですけれども、ここの給食を受ける児童、園児とか児童があって、その下に食物アレルギーの有無、該当するものを丸で囲むとかという表現があるのですが、これは美里町長から出ているものなので、例えば34ページに再開通知書があって、やはり1、2、3とあって、3番目に食物アレルギーの有無という様式にしてあるのですけれども、34ページのようにすっきりしたほうがよいのではないのでしょうか。記入してくださいというのは変ではないのかなと思います。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　これは、町のほうで記入して、確認の上で出すものです。ああ、「記入してください」になっていますね。下記のとおりですね。そうですね、文言の誤りです。

2番（成澤明子）　申込書は「記入してください」だと思いますけれども。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　そうですね。アレルギーについては次のとおりですということですね。

2番（成澤明子）　ええ。むしろ34ページ以降のような書き方のほうがいいのかかと。

教育次長兼教育総務課長（須田政好）　まずは、34ページの種類の方は、これは一旦申し込みがあってその契約が成立して、途中で例えば2週間病気で休んだ場合、再開するときの通知です。ですので、そのときに「有」とされてきた場合はもう一度内容確認をするために「有」、「無」を確認するものです。

最初のほうの申請のほうは、どのようなアレルギーかというところをしっかりと把握しなくてはいけないので記入していただくということです。

2番（成澤明子） つまり、決定通知書の表記の仕方ですけれども、食物アレルギーの有無だけでいいのではないのでしょうか。記入してくださいという書き方は決定通知書には不要だと思います。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） いいですか。ただいま成澤委員から御指摘いただいた件でございますが、10ページ、11ページ、12ページに該当する部分でございます。その中の給食を受ける園児となっているところの食物アレルギーの有無、この後ろの「該当するものを丸で囲む」となっていますが、この括弧の部分は削除をお願いします。

それから、「有」となって矢印があって、「有の場合」の後ろの「食物アレルギーについて記入してください」、こちらも削除させていただきます。

それで、アレルギーの有無を明確にして、有る場合は何についてのアレルギーがあるのか、申請に基づいてこちらから再度、こういうことですよということの確認のために、そこは明確にするということで記載する。そこに記載の「該当するものを丸で囲む」というところと、「食物アレルギーについて記入してください」、この部分については2号様式2の2、2の3についても同じところを削除させていただきます。

委員長（後藤真琴） どうぞ。

4番（千葉菜穂美） すみません。子供がもう義務教育にいないのですけれども、これがこの間から始まったときに書式、様式という形で皆さんに書いていただいて登録されているのですか。この用紙に書かれて、始まっていることですか。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） この部分については、昨年、一番初めに始まる時は一昨年お認めいただいた規則に基づいた書式で申し込みをしていただいています。ただし、先ほど説明しましたが、試行的に運用しているということで、途中で給食の申し込みをされるような、転校してきたというような場合には新しい様式を使って申し込みをしていただいているという運用をしております。

4番（千葉菜穂美） では、新しい様式になったのは、いつからなのですか。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） 10月……。

4番（千葉菜穂美） すみません。新しい様式というのが、この形なのですか。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） はい、この形の新しい様式で、試行的に運用させていただいたという説明をしていましたが、そのように10月にこちらの様式が出たときから、新しい様式で出していただいています。

委員長（後藤真琴） 公会計が始まって、4月から。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） 公会計が今年度の4月から始まっておりますが、申し込みなどは昨年の2月、3月に申し込みを出していただいて登録をしているので、一昨年の12月にお認めいただいた規則に基づいた書式で申し込みをしていただきました。

4番（千葉菜穂美） そうしたら、様式第4号の2というところがあるのですけれども、毎月これは各家庭のほうに届く用紙ですか。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） 給食の決定通知書ですね。

4番（千葉菜穂美） はい。

教育総務課主幹兼学校教育係長（小南友里） この部分については、すみません、定例会のところではこの決定通知という部分が欠けておりましたので、こちらは新しい年度に決定ということで、学校給食を提供します、申し込みは学校に入学したときに申込書というのを出していただいて、こちらのほうから給食を提供しますという決定通知を出します。それで、この部分についてはこの子が入学してこちらから給食を決定するという、イメージ的には給食の納付書を発行するときに一緒にこの決定通知もお送りする。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 委員長、休憩いただいてよろしいですか。

委員長（後藤眞琴） 暫時休憩します。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時31分

委員長（後藤眞琴） 再開いたします。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 千葉委員から質問のございました様式4号について説明させていただきます。

給食費に関しましては年間11回で、1年間に想定される給食費を分割で納めていただく予定にしておりますが、さまざまな要因で給食を食べなかった等の変更も出てきますので、そのクラスあるいは個人によって金額が変わってくる可能性があります。そのため、年度末にこちらの4号様式であなたの部分は幾らです、年間幾らでしたとこちらに記載をして、3月分はこれで納めてくださいといったお知らせをする部分がこちらの4号様式ということになります。以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ、討論に入ります。討論ございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。「議案第23号 美里町学校給食費に関する条例施行規則を改正する規則について」に賛成する委員の挙手を求めます。

各委員 賛成者挙手

委員長（後藤眞琴） 挙手全員です。よって、本議案は議決されました。

協議事項

日程 第10 美里町議会2月会議について

委員長（後藤眞琴） それでは、協議事項に入ります。

「日程第10、美里町議会2月会議について」を協議いたします。事務局から説明をお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、説明いたします。

お配りした資料でございます。「日程第10号 美里町議会2月会議について」と書いてあります。2月会議がまだ正式には告示されていないのですが、予定としまして2月9日を予定しているということでございます。9日の日に2月会議が開かれます。

それで、2月会議の案件は一般会計補正予算のみです。それで、補正予算の追加をお願いしたのは、教育委員会教育総務課からお願いしたものです。

それで、教育委員会からは2つお願いしまして、1つは前回の臨時会でもお話しさせていただきました学校施設長寿命化計画策定支援業務ということで、学校施設の長寿命化を図るための計画、今後の利活用に関する計画、これを少しでも早くつくりたいということで3月会議を待たずに臨時の開催をお願いしているということでございます。

それと、金額につきましては、おおむね現在想定しているのは650万円の予算をお願いしようと思っています。

それから、この資料は、まだ財政担当の企画財政課のほうに資料提供を出してそれが予算書になって上がってくる段階ではございませんので、その内容を説明するものとしてつくらせて、配らせていただいたものでございます。

それから、もう1件が給食調理員の関係で報酬と賃金を減額と増額を行っています。この減額と増額の補正が発生した原因は2点ございまして、まず正規採用職員の学校給食調理員が病休等で休んだということが昨年の5月、それから11月、あと9月に発生してございます。それによって、その期間臨時職員の賃金が当初計画以上に余計にかかったということ、それが一つの原因です。

それから、もう一つは非常勤職員の給食調理員が途中で退職されたということで、11月30日に退職されたのですが、その後12月に入った関係か、なかなか求人募集しても来ませんでした。それで、臨時職員の賃金でカバーをしたということで、その分、報酬のほうは余って賃金のほうが不足したということで、それぞれ余った分については減額、不足する分については増額で、報酬が294,000円の減、賃金が384,000円の増という補正を今回2月会議でお願いするものです。

この2件について、補正予算を上程する考えでございます。

なお、1点目の学校施設長寿命化計画策定支援業務につきましては、これは繰越明許事業といたしまして、次の年度、平成29年度まで繰り越して行う事業として可決いただきたいと思っています。その結果、大体6月ぐらいまでの策定支援業務という形でやっていただく。これは前にお話ししましたように、計画の策定につきましては教育委員会で行いますが、その他それに必要な支援業務、例えば建築関係の調査等をお願いする業務でございます。以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございませんか。

この長寿命化計画、スケジュールはあくまでもスケジュールですよ。教育次長兼教育総務課長（須田政好）　そうです。あくまでもスケジュールです。これはあくまでもスケジュールです。

委員長（後藤眞琴）　ほか、何かございますか。よろしいですか。

各委員　「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴）　なければ、美里町議会 2 月会議についての協議を終了します。

日程 第 1 1 美里町教育大綱（案）について

委員長（後藤眞琴）　次に、「日程第 1 1 美里町教育大綱（案）について」を協議いたします。事務局から説明お願いいたします。

教育総務課長補佐（早坂幸喜）　美里町教育大綱（案）については、皆様に資料を配付させていただいておりますが、昨年 3 回ほど開催されております美里町総合教育会議の中でも話題となったものでございます。なお、その会議の中で、委員長から、教育委員会で審議をしてから確定といった形をとりたいという提案をされておりますので、年度内中にきちんと教育委員会で審議する必要があるということで、今回の資料を新たに配付して委員皆さんでお話しいただく機会を設けたところでございます。以上でございます。

委員長（後藤眞琴）　どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますか。

これは、総合教育会議では、美里町の教育大綱というものは総合計画総合戦略に基づいてでしたかね。それをもとにですかね、あるいは参考にしてつくっていくということは協議了解していることだと思うのですけれども、そのときにも申し上げたかと思いますが、これは総合計画をつくるに当たっては教育委員会できちんとした協議をしていないです。ですから、それをそのまま大綱に持っていくということには慎重にならないといけないのではないかというふうに考えたわけです。ですから、どういう大綱にしたらいいのか、基本的なことを話し合いながら、この総合計画に上げてある教育大綱をみんなで話し、協議をしていったほうがいいのではないかと考えています。

例えば、これを見るとわかりますように、第 2 章の政策 2 で「学校教育の充実」と上がっていて、今度は施策 4 に「学校教育の充実」と同じようになっているんですね。これと同じでいいのかどうかとか、そういう点なども踏まえて。

それから、ここに上がっている現状と課題となっている、それも現状がこうだからこういう課題があるという述べ方が余りされていませんよね。それで、こういう課題があるからこの 3 番目に施策の展開をしていくとその辺のところも論理的に整合性があるのか疑わしいようなところがありますので、よく考えていかなきゃならないと思っているのですけれども。どうぞ。

2 番（成澤明子）　今の委員長のお話ですと、18 ページの（3）確認事項ということで、確認をお願いしたい事項ということで内容の確認という言葉があるのです

が、内容についてもここで述べていいわけですか。

委員長（後藤眞琴） ええ、そうやって、これからすぐにはできないかと思うのですけれど、そういった内容についても、いろいろみんなでその内容を話し合わないとかだめじゃないかと思います。

この大綱案は、いつまでにつくるということは、総合教育会議でそこまで決めておりませんでしたよね。今年度中ですか。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 具体的に会議の中で期限については話されなかったと思いますが、担当者は年度内中にある程度のものをまとめていただければというようなニュアンスでした。

委員長（後藤眞琴） そういう要望があるそうですけれども、そうすると3月末までに。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 事務局から提案というわけではないのですが、去年の7月にこれをいただいて、これについて今会議が初めての協議でございますので、今年度はスケジュール的にはまず難しいと考えていいと思います。ですので、これから協議をしながら29年度内で成立を、制定をしてはどうかということで町長のほうに御意見をしてはいかがかというふうに思っています。

委員長（後藤眞琴） 今、事務局から提案がありましたことについて、どうですか。

4番（千葉菜穂美） 私も、そのほうがいいかなと思いました。

委員長（後藤眞琴） ほか、どうですか。そういうふうにしてよろしいですか。

そうするに当たっては、毎回定例会の議題としてこれを上げておいて、それで協議をしていくというふうにしてやっていかねばならないものと思うのですけれども、どうでしょうか。

それで、次のときにはこれについて、この資料を出していただいたものについて、全体的な形でみんなで話し合うと。

2番（成澤明子） 今日、話せることは話しても構わないのですか。

委員長（後藤眞琴） どうぞ。それでは、一応今年度中は無理なので、来年度にかけてこの大綱を策定していくということを教育委員会の了解事項としてよろしいですね。

各委員 「異議なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） では、そのようにします。

あと、今日、この内容について何か意見がありましたらどうぞ。

2番（成澤明子） 3ページ、4ページのところで、2番、取り組みの基本的方向性で、生涯学習、それから学校教育、幼児教育、家庭教育、青少年健全育成、文化振興、文化財保存、スポーツの推進とありますけれども、もう1つ私は、ここの美里町のやっぱり特徴は、何も無いのではなくて、すごく自然が豊かだという環境は、ほかでは、都会では見られないよい点だと思うので、スポーツの推進の下でもよいのですけれども、自然豊かな環境の充実みたいな、自然豊かな環境だと思うんですね。そういうものも入れてほしいなという気持ちです。

委員長（後藤眞琴） 環境教育の……。

2番（成澤明子） 文化振興、文化財保存という言葉があるので、それに並ぶよう

な形で自然環境というのも入れたらどうでしょうか。守備範囲が広くはなると思うのですけれども、都市に比べて自然に恵まれている特性を生かして、住民側のライフステージに合わせて活用できたらすばらしいなと思います。

例えば、こんな具合にして話していったいいのですか。

委員長（後藤眞琴） そうすると・・・・・・・・。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 委員長、よろしいですか。

委員長（後藤眞琴） どうぞ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） まず、事務局から提案ですけれども、次回に作成に向けたスケジュールをお示し、提案したいと思います。それで、まず次回はスケジュールと、あと私らも初めてつくるものですから、ほかの町、ほかの市がどのようにつくっているか、先進事例のそれらを皆さんに資料としてお配りして、例えば5枚でつくっているところもあれば、10枚でつくっているところ、20枚でつくっているところ、いろいろあると思うのです。どのような形がよいのか、その形を次回は協議していただく。そしてあと、スケジュールもそれでよろしければ、スケジュールに従って事務局からある程度案を作成してお配りしたい。

それで今、成澤委員からお話しいただいたような意見は、その都度、その都度要望を出していただければ、その案をつくる時に盛り込んでいくという形にしてはいかがでしょうか。

委員長（後藤眞琴） 案をつくるに当たっても話し合いをして、それを踏まえて案をつくと。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。それで、時期については8月ぐらいをめどに、教育委員会から町長のほうに提出するのが8月ぐらいでどうかと思っています。余り遅くても、今度は年度内に策定できなくなりますので、8月ぐらいをめどにしたらどうかと思っています。もしそれでよろしければ、次の総合教育会議でそのスケジュールを示しながら町長に報告していくというふうにすればいいのかと思います。

委員長（後藤眞琴） そのスケジュールをつくるに当たって、僕はちょっとほかのところはどうなっているのかというのを幾つか見たのですけれども、例えば塩竈市なんかは、字数はわかりませんが18ページぐらいにわたってあって、それをつくるに当たっては教育委員会だけで協議してつくるのではなくて、教育アドバイザーとか教育関係者、生涯学習分野の関係者と議論を行い、またパブリックコメントとして市民の方からの御意見も頂戴いたしましたと、そういう形でつくっているところもあるのですね。

ですから、その辺のところもどんなふうにしたらいいものか。そうすると、先ほど申しあげましたように、かなり毎回毎回やっていく形。それから、事務局から次回にはそのスケジュールをして、それにのっとってやっていかないと、なかなか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ちょっと委員長、すみません。

策定するのは地方公共団体の長が行うので、もしそのような附属機関をつくるとすれば町長の附属機関として向こうのほうでつくることになります。ですので、我々としてはあくまでも原案作成ですので、附属機関を策定するまでではないと思

います、教育委員会の中では。

委員長（後藤眞琴） その原案を作成するに当たって、僕たちはここだけでいいの。その辺の事務上のもの。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 原案段階から……。

委員長（後藤眞琴） それで、策定するのは町長が最終的な。その辺のところはいかがでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ちょっと委員長、休憩いいですか。

委員長（後藤眞琴） では、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 5 4 分

再開 午後 4 時 0 5 分

委員長（後藤眞琴） それでは、再開します。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、先ほど御提案申し上げましたが、まず次回の会議ではこれからの作業スケジュールを提案したいと思っています。それにあわせて資料等をお配りし、今後の進め方に対する基本的な御意見、それから作成に向けての方法等を御審議いただきたいと思います。

それで、その方法の中で、先ほど委員長さんからお話がありました関係者、あるいは専門家等の意見を聞くということはその都度必要になると、必要に応じて作業していくことは大変よろしいことだと思います。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。そういうふうにしてよろしいでしょうか。

各委員「異議なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） そういうふうにしたいと思います。よろしくお願いします。

そのほか、何かございますか。

各委員「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ、「美里町教育大綱（案）について」の協議を終了したいと思います。

日程 第 1 2 平成 2 9 年度教育行政方針（案）について

委員長（後藤眞琴）次に、「日程第 1 2 平成 2 9 年度教育行政方針（案）について」を協議いたします。これについては、僕のほうからまず説明いたしまして、その後事務局のほうから説明いただきます。

これにつきましては、事務局からこの施政方針、いつも町長が述べている施政方針を、教育のことに關しては、教育委員会はそれなりに町長部局から独立しているので、教育行政方針は教育委員会が述べたほうがいいんでないかという提案がありまして、僕にお話がありまして、ああそれはいいことだ、教育委員会は独立してい

るのだから、やはり教育委員会の見解をきちんと述べておいたほうがいいのではないかということになりまして、臨時会があった日、1月18日でしたか、そのほか先ほど教育長が述べた中埴小のプールのこととか、中学校の再編について、それから不動堂小学校の大規模改修について、それからなんごう幼稚園、ふどうどう幼稚園のエアコンの設置なんかについて、町長に説明して了解を得たほうがいいのではないかというようなお話に、1月18日の午前10時に教育長と教育次長と僕とでこれについて審議して、それで教育行政方針、そのときには町長には教育方針という点についてお話ししたのですけれども、それを述べさせていただけないかということで一応了解は、町長並びに副町長から了解は得ているのですけれども、これは議会の問題ですのでその後どうなっているかは事務局のほうからお話しいただきたいと思います。

そういうふうにしたらいいいのではないかということですから、いかがですかね、教育委員会で。

2番(成澤明子) いいと思います。

4番(千葉菜穂美) いいと思います。

3番(留守広行) 通常は町長が方針を述べられるのでしょうけれども、町長が述べないで委員長が述べるということですか。原稿を書いて。

委員長(後藤眞琴) 一般的なことを教育委員会として述べると、今までですと。それで、今度はもうちょっと教育委員会としては教育基本方針にのっとった今後の進め方、教育行政の基本的な方針と今後の進め方を述べるというふうなことを考えています。これは、今日配ったかな、最初の。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) それは配っていません。

委員長(後藤眞琴) 先ほど、こういうふうに述べたらいいのではないかという案。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) ああ、配っています。表紙をつけて。

委員長(後藤眞琴) そんなふうにしてよろしいですか。

各委員「異議なし」の声あり

委員長(後藤眞琴) では、そういうふうにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、あと事務局から説明をお願いします。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) それでは、説明します。

今、委員長からお話がありましたように、町長のほうに教育委員会からお願いをしまして、それで町長のほうからは了解を得たということです。それで、町長から今度は議会の議長にお願いをしまして、それで了解を得なければいけないということで、町長が今、議会に御相談中ということです。その回答についてはまだ来ておりません。もし、議会のほうで、いや今までどおり町長が全部述べたほうがいいというようになれば、この文章を町長が述べる文章につけ足すという形になります。

各委員「資料なし」の声あり

教育次長兼教育総務課長(須田政好) ありませんか。すみません。

委員長(後藤眞琴) 暫時休憩とします。

休憩 午後4時07分

再開 午後4時08分

委員長（後藤眞琴） では、再開します。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、今お配りしております案につきまして、あくまでも案でございますので、これについて教育委員会の中で御審議いただいて、2月の定例会までに決定していきたいと考えてございます。

それで、まず表紙にありますように、現段階での本日の案でございます。これを読み上げますと10分ないしゆっくり読むと15分程度です。町長の施政方針はいつも1時間ぐらいでございますので、量的なバランスから見るとその程度かなというふうに思っております。

それで、施政方針の形としましては、それぞれ政治家としての政治的な施政方針を述べる市町も結構あるのですが、本町はどちらかというと事業紹介といいますか、来年度どういう事業をするかということに、施策面に重点を置いた施政方針を町長は述べていますので、それに合わせた形で具体的な事業を出しながら基本方針を述べているという形です。

まず、前段のところの1ページ目を開いていただいて、上の部分はちょっと省きます。後で読んでください。それで、最初の1点目は、学校の再編について述べています。これにつきましては、現在中学校の劣化状況……、その前に、これまでの協議をもとに中学校の再編を優先するというを書いています。そして、中学校の施設の劣化状況を現在調査している。この結果が3月に示されます。それが示された後、具体的な進め方について検討協議、これは相当なボリュームが出るかと思うのですが、多くの時間を要する。平成33年4月、目標としてこの時期の開校に間に合わせて遅滞ないように取り組んでいくということでございます。

それから、もう1つ、ハード面の検討は行ってきましたが、ソフト面はまだ本格的には行ってございませんので、こちらのソフト面も29年度から検討協議を行っていくということです。それで、なお学校の再編は将来のまちづくりに大きくかわってくることから、平成29年度においても情報公開の原則のもとに町民に開かれた意思形成を基本として進めてまいりますというのが、これが取り組みの方針です。このことを述べてございます。

次に、2点目は、先ほどの学校長寿命化計画、学校施設長寿命化計画の策定、そしてそれに基づく学校施設の改修整備、それについても取り組んでいくということを書いております。特に、ここに具体的に、特にというところがあるのですが、特に建設から既に40年以上が経過している不動堂小学校については、早急に対応しなければならないと考えております。平成29年度におきましては、学校施設長寿命化計画を早期に策定し、その計画に基づく学校施設の改修整備に向けた準備を進めてまいりますということです。

この学校施設長寿命化計画には、今行っている中学校の3つの施設の調査結果も

当然盛り込んで、中学校の施設についても述べますけれども、小学校については現6つの小学校を存続させることを前提に、どのような形で施設を保っていけばよいのか。それを考えた場合、一番古いといえますが建築年から40年過ぎている不動堂小学校の問題が必ず出てくると思います。これについては、平成32年度か35年度かという話ではなくて、中学校のほうの再編とあわせながら早く進めなければいけないといふふうに考えていますので、今回このような表記をさせていただいてございます。ですので、30年度はかなり、もしこれが順調に進めば事務的な準備は相当出てくるのかなと思っています。

以上2つが、言いますならば特記した事項です。

それで、「次に」と2ページの中段からありますが、小中学校の振興事業を初め教育行政の各分野について、平成29年度の基本的方針を順次申し上げますということで、初めに小中学校の教育振興についてということで述べています。子供たち一人一人が毎日楽しい学校生活を過ごすこと、そして大人になったときに自分の学んだ学校を誇りに思えること。これを一つの目指す姿として29年度もやっていく。そして、その中で特に4つの柱。いじめ防止対策、不登校対策、それから基礎学力の習得、特別支援教育の充実と、この4つを4つの柱にして各学校と一体となって取り組んでいくということを書いています。

それぞれ4つについて、次の段落から書いてございます。

1点目のいじめについては、まず対策の基本でございます未然防止、こちらのほうに重点を置いてやっていくということを書いています。

次に、3ページをお開きいただいて、2点目、不登校対策。これが一番難しい問題ですが、これはもう完全に個別対応をやっていくというしか対応はないかと思えますが、青少年教育相談員を中心に教育委員会と学校が連携して、学校に行かない児童生徒に対し継続した働きかけと支援を行ってまいりますということです。

次、3点目の基礎学力の習得につきましては、先ほど教育長の最初の報告からもありましたように、学力向上支援員を全小中学校に1人ずつ配置するほか、教員補助員を増員するということで、指導体制の充実を図るということです。

それから、4点目は、特別支援教育につきましては、これまでかなり本町としても未着手という部分があったのですが、29年度から新たに専従の特別支援教育専門員を教育委員会事務局に配置して相談、対応できる体制をつくと同時に、学校における特別支援教育を支援する体制を充実してまいりますということで、これもこの方向で29年度に新たにに取り組んでいくということで、それぞれ4つの柱を述べてございます。

次、幼稚園教育につきましては、まず1段目の5行ちょっとのところには、これまでどおり集団生活を通して、自主・自立及び協働の精神と規範意識の芽生えと。そして、それと同時に個性を大切にしたい幼児教育を引き続き行っていくということです。

それで、次の段落は「しかし」ということで、その一方では言うならば預かり保育の充実です。保育行政に対するニーズがかなり相当に多くなって、今保育所は定員の倍ぐらいのゼロ歳児から2歳児までの低年齢児の待機児童が出ています。それ

のあおりを受けて、教育委員会のほうの幼稚園のほうにも預かり保育の要望が相当ふえてきています。それに対して受け入れ体制を充実するなど、預かり保育のさらなる拡充を図らなければいけないということです。図っていく考えであるということです。

4ページの上ですが、また栄養バランスのとれた食事の提供から園児の健やかな成長を願い、小牛田地域の幼稚園におきましても、年度途中からの開始となりますが平成29年度中に給食の提供を開始してまいります。これも新しい取り組みとして29年度からやっていきます。

さらに、地球温暖化によって云々と書いていますが、現在なんごう幼稚園とふどう幼稚園には冷房設備がありません。こごた幼稚園にはありますがこの2つにはないので、これについて30年度の冷房設備の設置工事、これができるように平成29年度から準備に取り組むということを書いてございます。

幼稚園教育は預かり保育、それから幼稚園給食の提供、それから冷房設備の設置のための準備ということを、3つ書いています。

次に、学校給食センターについては、先ほど来から話題となっております南郷学校給食センターの調理場の業務委託です。一部業務委託について触れてございます。

それから、後段、「また、南郷学校給食センターの施設については」とありますように、ここも既に施設が20年経過しております。それで、外壁等のかなり劣化が進行しておりますので、長寿命化計画とあわせてこれを検討し、計画的に改修に取り組んでいきたいと書いてございます。

それで、最後に社会教育事業について申し上げます。

ここは、読み上げますと、社会教育事業につきましては、平成25年度から町長事務部局に補助持執行をお願いしてきたところではありますが、社会教育が学校教育及び家庭教育と密接な関連性を有することに鑑み、社会教育事業についても教育委員会で執行することが効果的ではないかと考え、一部の事務、この一部の事務というのは学校施設開放事業です。これは鍵の受け渡し等が出てきますので、それらについては町長部局の役場の警備員等に頼まなくてははいけません。なので、この一部の事務についてはそのまま補助執行をお願いします。一部の事業を除く社会教育事業について、平成29年度から教育委員会で実施することといたしますという方向性を示しています。特に学校教育とのかかわりが強い青少年教育については各学校との密接な連携を保ちながら事業を効果的に推進していけるものと考えておりますということです。

それから、その次には文化財と図書の運営について書いてございます。文化財については、旧宮城理美容学校の1階、ここは現在工事をしてございますが、それができましたらば、小中学校の児童生徒を対象に歴史学習を実施、それから町民を対象とする企画展の企画・実施ということで活用していくという29年度の新たな方向性を書いてございます。

次、図書館につきましては、これは大変利用者、利用率がどんどん下がってきているのですが、やはりここに書きましたように、図書媒体の多様化などの読書環境の変化からと。ここは、当然今図書館だけで本を借りるという形ではなくて、手軽

に本が調達できる環境がなってきましたし、あるいは電子媒体も出ています。そういったもので、公共図書館の役割というのはこれから変わってくると思うのです。変わってきていると思います。それで、とりあえず平成29年度は、今回調印式が明後日行われますが、大崎定住圏の広域的な連携をこれまでも行ってありますが、今後これを一層強化していくと。そして、利用者の拡大と利便性の向上に努めてまいりますということで、今回大崎市に新しい大きな図書館もできますが、そちらも美里町の住民が大崎市民と同様に利用でき、そして本町の近代文学館にある図書館、あるいは南郷図書館等を涌谷町とかほかの近隣の人に自由に使っていただくという形での広域連携を進めていくということです。

以上が、教育行政方針という内容でございます。この内容のほかに、もし追加するもの、あるいは今述べた内容で修正、方向性がちょっと違うのではないかというものがありましたら、次の会議でまた御審議いただいて直していきたいと思っています。あくまでもこれは案でございますので。

委員長（後藤眞琴） ということでございます。

何か今、思いつくことはありますか。では、次回の定例会でこの件についてまた協議したいと思います。

教育長（佐々木賢治） 間に合うのですか、次回で。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 告示までに完成すればいいので。

委員長（後藤眞琴） 何かございますか。

僕はさっき、これは画期的なことだいいと思っているのですけれども、実際僕があそこで話すとなるとなくてもいいかなと思うのですけれども、本来はあったほうがいいと思いますので、我慢して、それで述べたいと思います。

教育長（佐々木賢治） 一般質問の答弁と一緒にですから。

委員長（後藤眞琴） ということでよろしいでしょうか。

各委員 「異議なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、「平成29年度教育行政方針（案）について」の協議を終了いたします。

日程 第13 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、日程第13、基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）を協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それでは、私のほうからお話し申し上げます。

先ほど、最初に行事予定表の中に来月の1日に標準学力検査C R Tを町内の中学校の1・2年生を対象に実施するというのを申し上げましたけれども、小学校のほうは既に済んでおりまして、結果が来ております。それから、中学校は今度の2月1日に行うということで予定しております。学力とそれから全国体力・運動能力テストというものがあるのですけれども、そちらのほうも結果が来ているのですが、後で次の定例の教育委員会のときに提示したいと思って今準備しておりますけれ

ども、やっぱり運動面と学力面は若干リンクしているところがあるということで、実は運動面のほうは中学生になるとガクッと体力・運動能力が下がる傾向に、それから学力調査でいえば小中学生の今、検査結果を経年変化でちょっと見てみようかなということで見えておりますけれども、そんなに大差はないのですが、若干下降ぎみという結果が出ております。あとのところでまた詳しく申し上げたいと思います。

それから、いじめ・不登校対策のほうについては、今年度から齋藤相談員に生徒指導関係を専門に扱ってもらっておりますので非常に助かっております。それで、ある小学校では月曜日と水曜日の朝に不登校ぎみの子供を迎えに行き学校に連れていく。迎えに行くものですから、嫌々出てくるのですけれども、家人も家の中に余り入ってもらいたくないという雰囲気があります。それで、齋藤相談員も入ろうと思っても中がごちゃごちゃで入れないという状態というようなこともあって、外で待っているのです。玄関の前で、今の時期は非常に寒いのですけれども、30分から50分ぐらい待って学校に連れていく。待っているから行くようなもので、多分そういう働きかけがなければいずれ不登校そのままになっているのかなと思われる。あと、齋藤相談員からこの後に話があると思いますけれども、そういうお子さんもいるということで、若干改善されつつあるお子さんもいるということをお知らせしておきます。以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございました。

ただいまの説明に質問や意見などございますか。

岩淵先生、今度は学力向上支援員が各校に1名ずつ来年度から配置されるということなので、学力向上のほうをよろしくお願いいたします。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） はい。

委員長（後藤眞琴） 何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） なければ、本件は継続協議事項ですので、次回以降も協議を進めてまいりたいと思います。

日程 第14 美里町の学校再編について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、日程第14、美里町の学校再編について（継続協議）を協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、随分時間も押してきていますが、30分ぐらいは時間をいただきたいと。30分ではちょっと、1時間ぐらいかかります。

まず、本日は前回協議しましたものの続きです。昨年11月、12月に小学校の保護者、幼稚園の保護者、それから中学校の保護者、それから住民の方からいただいた意見が全部で190件ございましたが、前は幼稚園の保護者の方40件について1件1件確認していった。

今回は皆さんお持ちですか、住民からの前回の意見。住民から寄せられた意見に

対して、33件ございますが、こちらの協議をお願いしたいというところです。

あと、それから小学校、中学校合わせて117件でしたね、あるのですが、こちらのほうが次の2月の定例会までちょっと待てませんので、早目に、早く協議して皆さんのほうに公表したいと考えていますので、この後お願いしますが、どこかで臨時会をお願いしたいと思っています。

それでは、住民から寄せられた意見、こちらのほうを確認し、そしてその後、今後の進め方について先ほどお話ししました残りの部分、それからその後の協議等についてお話しをさせていただきたいと思います。

では、いいですか。

委員長（後藤真琴） はい、どうぞお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） まず、皆さんに前回といいますか、18日の臨時会でお配りしている資料の住民から寄せられた意見というのをお出しください。

これは、小学校、中学校、あるいは幼稚園の保護者の方から寄せられた意見と比較していただければおわかりのとおり、住民から寄せられた意見は半分半分が反対賛成というような形にあります。保護者の方は、約七、八割は賛成というふうに受けとめられるんですが、住民の方はやはりあの用紙に書いて投書するポストのあるところまで持って行って投書するというのを積極的に行われる方は、学校を残していただきたいという思いがやっぱり強い方の傾向があるかなという主観、私の主観ですが、そのように思っているということが原因の一つ。

それから、感じたことは、保護者の方には小まめに幼稚園に行ったり小学校に行ったりして私らも説明しましたけれども、住民の方に説明したのは今年の夏の説明会だけで、しかしその参加者は170人でしたが、しかありませんでしたので、ほとんど説明を聞いていない方々の投書が多かったと思います。ですので、事情といいますか、状況がわからない中での投書が多かったので、どうしても学校を残していただきたいというような御意見が多かったのかな私なりに分析しております。

それで、一つ一つちょっと確認していきます。

それでは、1枚目の意見1、ここはそういった傾向です。とりあえず小牛田の方でしょうけれども、「小牛田の名前はぜひ残していただきたい」という御意見です。教育委員会から申し上げられることは、校名については町民の皆さんで決めます、決めたいと思っていますということを書いています。

次、意見2については、「中学校3校、小学校6校、現在のままでいい」ということです。「小学校6校、現在の現行の体制を維持する」という意見でございます。それで、それぞれここに心配されていることが書かれているということです。小学校については、かなり教育委員会の考えと近いと思いますので、教育委員会の意見としてはこのような形で書いてございます。

それから、中学校については、中学校においては生徒の減少により、今後部活動が十分に活動できなくなることが予想されます。このことから中学生にとって重要な部活動を初めとする集団学習がしっかりとできる規模の中学校に再編しなければならぬと考えているということを書いております。

それから、意見3の方につきましては、これは細々として書かれています。「中学校の再編、大変よいと思う」と。この方は賛成の方です。しかし、いろいろと御心配の点を書かれていますので、これはお読みいただいていると思いますので読むのは省略します。

それに対して、教育委員会の意見を確認します。生徒の学習力の向上が図られるような中学校の再編を進めていかなければならないと考えているということです。今、いじめ防止対策についても絶対にいじめを発生させないという考え方を学校運営の第一の重要目標に掲げる必要があると考えています。これは投書している方が述べているものです。先生の数をふやすなど、生徒一人一人に目配りができる職員体制をつくっていくというのが対策だということです。

委員長（後藤眞琴） これは、教育委員会の意見ということで、こういうことでよろしいかどうか、みんなの意見を。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 1つずついきますか。はい、すみません。

委員長（後藤眞琴） お願いしますね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ある程度、区切りまで行きますかね。

委員長（後藤眞琴） ええ、区切りまで行って。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それで、次の4番まで行かせてもらいます。ちょっと5番が、これはちょっと別ですので。意見4の方に関しては、これも反対の意見で、「生徒数の減少と学校施設の劣化を理由に統合を決めたのは性急で納得できません。今後の教育のあり方、将来の町の発展を考えると、中学校統合は乱暴な方針と考えます」と。この方の場合やはり、状況等をまだ認識されていない状況でこのようなことを書かれているのかなと思っていますので、将来の生徒数の減少から各中学校において、中学生にとって重要な部活動を初めとする集団的学習が困難となることは明らかな事実ですと。また、校舎の劣化が進み学習環境が悪化していくことも……、ここはこともの「こと」が抜けていました。すみません。学習環境が悪化していくことも明らかであり、しかし3校をそれぞれ改築することは町の財政事情から困難な状況です。将来の子供たちの教育環境を考えれば早急に3校を統合する必要がある、それが将来の町の発展に欠かせない政策と考えておりますということです。それで、このような形で簡単に書いてございます。

以上、この4人の方への回答はいかがですか。どうでしょうか。

委員長（後藤眞琴） いかがでしょうか。

意見2のところ、「現在において小学校の6校体制を維持する考えです。小学校、児童館、コミュニティセンターの役割を1つの施設で行う考え方は正しいと思います」と、この「正しい」というのがちょっと気になるので、「考え方はよい考えだと思います」とした方がよいですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、「考えだと思えます」ですね。「正しい」は要らないですね。

委員長（後藤眞琴） 何が正しいかどうかというのは判断が難しいので。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、「考えだと思えます」と。「正しい」は使わないですね。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございますか。よろしいですか。何かございますか。

では、また後で何かありましたら。では次、お願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 次、意見5、これは読み上げませんが、この方は一番鋭い指摘、御意見、ごもっともな御意見です。この方のここに載せられている十幾つかあるのですが、これをしっかりと整理して説明をしなければいけないというふうに考えています。それで、まだ回答は作成途中でございます。ですので、今週末にはこれをしっかりと整備して、しっかりと説明できるように、できない部分は随分ありますけれども、ある程度これについては後ほど、次回の会議まで持ち越しとさせていただきたいというふうに思います。

次、意見6でございますが、ここは、この方もいろいろと御心配されているということで、賛成か反対かといえばどちらかというところと反対の意見を出しているのですが、特に回答として必要なのは、「場所の問題、どうなっているんですか。一番関心があります」ということを述べられていますので、その点についてのみ触れています。御指摘のとおり場所の選定は重要な決定事項となりますので、できるだけ高い見識を持って進めていきたいと考えております。この「高い見識」というのはこの方が使っている言葉です。それを使って「高い見識」と、ちょっとあれですかね。いかがですか、おかしいですね。

委員長（後藤眞琴） ええ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これはおかしいね。ここはちょっと言葉を入れかえます。

委員長（後藤眞琴） 「できるだけ慎重に」とかね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、「できるだけ慎重に」ですね。

次、意見7につきましては、この方も反対です。何と申しますか、「子供たちの姿が町から見えなくなる」ということと、「大人は車の中、子供はバスの中。人間の存在が感じられない」というような、そのような寂しい気持ちを書かれています。「コンビニやスーパーよりも、学校が何よりも大切だ」と。ごもっともなことを述べられてございます。それで、教育委員会の意見としては、中学生の姿が地域から消えることで寂しくなるお気持ちを察します。しかし、将来の子供たちの教育環境がどうあるべきか、将来の子供たちのために私たち大人が今何を行わなければならないのか、教育委員会では将来の子供たちのことを優先に考え学校の再編を検討しなければならないと考えておりますという程度で書いてございます。

次は8番、この方も反対ということでいろいろ書かれてございます。それで、最初の1段目は学校のことで、その後段は道の駅のほうに走っていきまして、その後今度はゲリラ豪雨とかいろんなところを書いています。そして、最後には「町長さん初め教育委員会、町議会の皆さん、予算は美里町住民のために生かされるべきであり、あなたたちの財産ではありません。心して取り組んでいただきたいと思いいペンをとりました」という形で行政に対するいろんな思いを書かれているという感じでございます。

それで、前段のこの中でいろいろと書かれてございますので、この方に賛同する

ことを書いてございます。学校再編につきましてのみ触れています。人材を育成することが大切であり、子供は美里町、日本、そして世界の宝である。全くそのとおりだと思います。自転車通学によって健康づくり、体力づくりを行う考え方もすばらしい考えであり、教育委員会でも同じ考えでありますということで、この方はいろいろと反対をしながらもこのような形で自分の意見を述べられています。その中で今の2点を取り上げて、教育委員会も同じ考えだということで述べています。

あと、「学校を整備する場合は、ゲリラ豪雨等があるので水害、あるいは地震の際の避難所としてもつくってくれ」ということで言っていますので、水害や地震の際の避難場所としての機能も備えた学校をつくっていく考えであります。これは間違いありません。これは避難所も当然兼ねる形をつくっていきます。

なお、道の駅とか結の里の件につきましては、教育委員会から御意見を申し上げることはできませんので御理解くださいということだけです。

この辺でとめますか。6、7、8でいかがでしょうか。

委員長（後藤眞琴） どうですか、何か。

よろしいですか。それではまた、気がついたことがありましたらよろしく願います。それでは次。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。これは何回読んでも、何といえますか、一生懸命皆さん書いているというのは伝わってきますので、また読み返していただくと、ここに書いている以外の思いが読むたびに湧き出てくるような感じがします。余計なことでしたが、では次は意見9に入ります。意見9は・・・・・・・・

教育長（佐々木賢治） ちょっと待ってね。意見8の教育委員会の意見で、最後に「なお」2行ありますね。道の駅云々、そこはなくてもよいのではないですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） なくてもいいですか。これはなくてもいいですかね。

教育長（佐々木賢治） 何か、これを書くと町長部局に聞けというような。行政は1つ。これはなくてよい。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 逆に聞けという言い方ですね。

教育長（佐々木賢治） はい。ないほうがよいと私は感じます。

委員長（後藤眞琴） 直接教育委員会に聞いているわけではありませんからね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ええ、ただ言いたいただけかもしれませんね。

教育長（佐々木賢治） 我々は教育委員会、町長部局のことに触れるべきではありませんが、町民の人たちはなかなかそれを言っても、「教育委員会、逃げるのか」と逆に思われることはないとは思いますが、あえて書かなくてもいいのかなと思います。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 書かなくてもいいですね。わかりました。

委員長（後藤眞琴） はい、どうぞ。

2番 委員長職務代行（成澤明子） 4ページの意見7に対する教育委員会の意見というところの1行目です。「中学生の姿が地域から消える。」という「消える」という表現が・・・・・・・・

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ええ、この方が書いて、そういう言い方を

しているのですね。

2番（成澤明子） やっぱり目にすることが減るという意味だと思いますので、そういう表現のほうがいいのではないかと思います。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） もうちょっとやわらかい方がよいか。「姿が地域から見えなくなる」かな。「消える」というと、何か誘拐されるような感じですね。

委員長（後藤眞琴） いなくなるというふうに捉えられますね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 見えなくなるような表現ね。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 「見かけなくなる」ですかね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「見かけなくなる」か。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 見かけなくなるのですね。

教育長（佐々木賢治） 「見かけなくなる」、うん。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうだね。

委員長（後藤眞琴） ほかに何かありますか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ちょっといいですか。ここまでに關しては、特に論点的なところに触れてきていないような気がします。それで、先ほど私も言いましたけれども、論点的な議論で意見を出されている住民の方は先ほどの5番の方、この方以外はそんなに理論的な質問ではなくて感情的なということが多いかなと感じたところでございます。

教育長（佐々木賢治） 心情自体がね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 心情的なものです。

委員長（後藤眞琴） その5番にはきちっと答えていかなければ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、ええ。ここは多分3ページぐらい、3ページから4ページぐらいかかると思います。

委員長（後藤眞琴） でもこれは、この教育委員会の意見と書いたのは、向こうの意見を酌み取るようにしながらこっちの意見も述べているということで、いろいろ工夫してくれてありがたいなと思って読んだのですけれどもね。こういうふうに述べてくれた意見に対して答えるというのは、やっぱり大事なことですよね。そうしたら、述べた人も、ああ述べたかがある。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） じゃあ、よろしいですか。

委員長（後藤眞琴） はい、それではお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 次、意見9から述べます。この意見9の方も箇条書き、このような形でそれぞれたくさんいろいろ書いていただいています。1点目は、「30人未満学級を実現する場合」、当然でしょうけれどもこのような「副担任もしくは教員経験者とか有償ボランティアを活用したらどうか」ということを言ってございます。

それから、2点目はグレーゾーン、ここも「グレーゾーン対象の子供たちのためのクラス」と言っているのですけれども、「支援クラスに入るか普通クラスに入るか、その中間のクラスを1つか2つつくったほうがいいのではないか」という考え方ですね。ですので、それも一つ今後検討するべきものかなというふうには考えて

ございます。

それから、「新しい学校施設でというのは、既につくることが決まっているのか」というようなことをこの人は述べているのですが、ちょっとここで言っているのは、その場合お金をどうするのかというのを言っているのかなと。あるいは、町民の負担になるのは嫌だよということをやっているかと思えます。

それから、次の「スクールバスはどこに依頼するか」、これももうスクールバスが決まったような形でどこに頼むのかと、あるいは長期休み中も運行するのか。まず、親の送迎は難しいよということをやっていますね。

次は、「このような統合をした場合、施設を視察、岩出山中学校、かつてのですが、そちらのほうのメリット・デメリットを聞いてくるのもいいのではないかと。ただ、岩出山中学校もいいでしょうけれども、その後に最近統合した中学校のほうが良いのかなという気がしています。

次は、地域よっての格差。ここがちょっと南郷蔑視の書き方をしているようで、教育が、「学習が出おくられている子供たちが一緒になった場合、なおさら格差が広がるじゃないか」ということを心配された意見です。

それで、これら全部には触れなかったと思うのですが、まず1点目は、どのような形になるか今後の検討課題ですが、クラスの増に伴って教員をふやすことは必ず行っていかなければなりません。十分な数の教員を配置することが、学校教育をよくするための第一条件であると考えています。これは前々から委員会でお話しして意見、協議されているとおりです。

次、グレーゾーンの範囲にいる子供たちだけのクラスを別途つくる必要があるかどうかは、現時点では判断できません。ちょっと誤字になっていますね。わかりませんというか、判断できませんという形しかないのかなと思います。検討するにも値するかどうかもちっとわかりませんので、これは現時点では判断できないと書いたらよいのではないかなと思います。

次は、学校を新しく建てるか現在の校舎を活用するかについてはまだ決定したものではありません。現在、専門業者に今見ていただいているので、29年3月以降に調査結果を見て判断することになりますというように書いてあります。

次が、町が運営するバス、これもまだどのような形で委託するかとか、どこの業者をお願いするかというのはまだ決まっていないということです。今後の検討課題です。しかし、スクールバスの運行については、保護者や家族に必要以上の負担をかけることのないよう、必要以上の負担ということで必要な負担はお願いしたいのですけれども、必要以上の負担をかけることのないよう十分な配慮を行っていく考えですという形です。

これまでは、教育委員会で数カ所の先進地を視察しております。しかし、まだまだ多くの部分で先進事例から学ぶことがあると思いますので、今後も先進地を視察し調査検討を行ってまいりますということです。

それから、学校を統合してもしなくても、子供たちの教育の格差は……、教育の格差なのかな、どうかな。教育上の大きな課題と認識しています。今後も教育委員会として、万全の対策を講じていく考えです。いずれも回答はこのような形

でしかないかなと思っています。

次、10番目ですが、「教育委員会の方針に全面的に賛成です」、この方は賛成でいろんなことを書いてきています。いろいろ御提案という形でありまして、まず1点目は、「生徒たちの良好な人間関係の樹立。不登校のない学校、必要があれば専門のカウンセラー等の常駐」という形です。それから、2点目は「遠距離通学の生徒に対する経済的な支援」。それから、3点目は「特色のある教育の活動」という形で、御要望というか御提案です。

御提案のあった3点について、しっかりと承りますというものかと思えます。

1点目のいじめ・不登校のない学校は、学校運営による……おいてかな、学校運営において最優先されることです。教育委員会として可能な限りに手段を講じてまいりますということです。

2点目は、遠距離通学者に対する支援、援助については今後の検討課題とさせていただきます。現段階では何とも言えないです、ここは。経済的な支援ですので、ちょっとここはわかりません。ただし、遠距離通学者の安全確保対策または負担軽減のための対策には万全を期していく考えですということで、経済的な負担となってくるとお金の助成金とかの話になってくるので、負担の軽減はとりあえずやっていくということです。それがどのような負担の軽減になるかわかりませんが、経済的な負担はちょっと。この方は多分ひょっとすると、バス通学をする方に3,000円とか5,000円ずつ助成金という意味で経済的なことを言っているのか、ちょっとこの辺……

2番（成澤明子） 電車通学のことじゃないですかね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 電車通学の場合ですかね。

教育長（佐々木賢治） よく、自転車を買うのに1万円補助するとか、最初にね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そういう意味かもしれませんね。

教育長（佐々木賢治） そういうようなものもあるの。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 昔はありました。自転車の補助というのが。

委員長（後藤眞琴） ああ、あったのですか。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） ありました。

教育長（佐々木賢治） ええ、自転車を買うのにね。8キロメートル以上。ただ、スクールバスがないとき、ない時代だったね。スクールバスを利用しないで自転車で通うという生徒がいたら、若干補助した。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） こういうように具体的な経済的な支援とはどういふものが教えていただけますか書いたほうがいいのですかね。この方はこれを見て、名乗り出てお話を、「書いたのですけれども、こういうことですからけれども」と来るのか。そこまで書かなくてもいいのですかね。何を求めているのかわからないのもちょいちょい出てきます。一番、今回の欠点は、どなたに回答していいかという部分がないので、今回の欠点です。パブリックコメントであればきちんと相手ははっきりしているのですけれども。

とりあえず、経済的なものについての質問、ちょっと先進的な事例も見ながら、極端にどれぐらいの、例えば保護者にバスを出せない地域なので送り迎えしていた

だく場合にはガソリン代にかえて幾らというのは、それはそういう点も考えなくてはいけないかと思いますが、今回はほとんど全部バスでカバーできると思いますので、ちょっとこれは今後の検討課題とさせていただきたいということです。

3点目も、これもごもっともな意見です。教育委員会として住民の皆様からの御意見をお聞きしながら、特色のある学校運営、特色のある教育について検討を重ねてまいりますということです。

次、意見の11までやっていきますか。11につきましては、条件つきで賛成。やっぱりこれは通学関係ですね。「通学に対する負担、これがなければいいよ」ということを書いています。3行目には、「保護者や教育機関の関係者以外の関係者の負担に」、ここも意味がわからなかったですけれども、「負担にならなければもろ手を挙げて3校統合の考えに賛成します」と。とりあえず、まずスクールバスを述べていますので、これらの負担がなければ賛成だよということであります。統合後の大きな課題は、遠距離通学者の通学手段の確保だと考えています。完全完璧なものとするのは難しいと思いますが、教育委員会として最大限の配慮を行っていく考えでありますということだと思います。

ここまでよろしいでしょうか。

委員長（後藤眞琴） 意見9のところの「グレーゾーンの範囲にいる子供たちのクラスが必要あるかどうか判断できません」というのは、これは今、特別支援教育を教育委員会ですんでいますよね。そのグレーゾーン、これは理由を書かないとやっぱりいのではないかと思います。何で判断できないか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 多分、特別支援教育教室と普通教室の間だと思うのですよね。

委員長（後藤眞琴） ええ、そうです。それを、特別支援教育をやっていて、普通教育もやっていますね。その判断はこういうことで、この人は特別支援教育だとあの審議会でやっているのですよね。だからこれを判断できないというのは、やっていながら教育委員会が……

教育長（佐々木賢治） これは多分、いわゆる習熟度別学習とか、子供のいわゆる習熟度、そこだと思うのね。いわゆる特別支援学級に……

委員長（後藤眞琴） これ、ああそうか。支援クラスとは別となっているから。

教育長（佐々木賢治） ええ。知的障害云々ではなくて、学力が低い子供の個別指導とか、多分その辺なのかなと。まあ、いろいろ特別支援学級が望ましいと判断されて教育委員会でも勧めても、親は「いいです」と。そういう子供もいることはいます。ですが、そういうことも含めると、「グレーゾーンの範囲にいる子供たちへの指導については学習形態の工夫などにより配慮していきます」とか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これはあれじゃないですか。後ろの括弧書きは支援クラスとは別にこのクラスが必要ですよと言っていると思うので、多分特別支援教育のことを言っていると思うのです。ただ、普通教室と特別支援、ちょっと悪かったらすぐに特別支援教室にという形ではなくて、何というか、リハビリというのですか、こういうところをつくっていただくということを言っていると思うのですよ。ただ、そこまで、マンモス校だったらそういう対象者が5人とか10人

だろうけれども。

教育長（佐々木賢治） 括弧して、「(支援クラスと別)」とあえて書いているから、だから通常学級によるそういうふうなことだと私は思う。

委員長（後藤眞琴） 僕は須田さんと同じとらえ方だけれども、もし教育長のようなとり方をすると、今、現に子供たちの学力に応じて、これはだめこっち行けというふうな分け方を、ちょっとしていませんか、学校で。していないのではないかと思うのです。そうするとグレーゾーンも何もないでないか。その学力のことでクラス分け、これはしていなんじゃないかと僕は理解しています。その辺、いかがですか。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 今は学力で分けるということはしていません。というのは、例えば習熟度別学習というのもあるのですけれども、習熟度でも分けるのは非常に難しいです。というのは、子供が納得すればいいのですけれども、先生が「あなたはこっちのクラスね、あなたはこっちだよ、あなたはこっちだよ」と先生が分けると問題が出る。先生が一番子供のことをよく知っているのだけれども、先生が分けてしまうと俺はその段階のクラスでなくてこっちに行きたいという子供が必ず出てきますので、選ばせるときに子供に選ばせる工夫をしていかないと難しいだろうなと思います。

委員長（後藤眞琴） それはこれからね。今やっているのは習熟度別、何で分けるのかというのをきちんと親にも子供にも理解してもらった上でやらないと。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） やらないとだめ。

委員長（後藤眞琴） ですから、今それをやっていないとすると、教育長のこういうグレーゾーン……

教育長（佐々木賢治） 全部やっていないわけじゃないと思いますよ。少人数指導というのを導入してやっているところもありますから。初歩、基本的なコース、応用コースと、今、岩淵学校教育専門指導員が言ったように親の希望、本人の希望を聞きながら編制して、あと年度途中で入れかえもあるし、そういうのもまるっきりやっていないわけではないと思います。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） そういう意味では、やっぱり指導形態の工夫ですよね。

教育長（佐々木賢治） ええ、指導形態の工夫。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ここは何といきますか。

委員長（後藤眞琴） どうぞ。

2番（成澤明子） 意見9の方がグレーゾーンという言葉を使っていますけれども、私たちが使うべきではないと思いますので、さっき教育長がお話しされたように対応していくというようなことを述べていいのではないのでしょうか。

委員長（後藤眞琴） その支援クラスとは別ということを教育委員会としてどうこの人が言っていることを解釈するかという問題がありますね、まず議論していくのに。それで今、支援クラスとは別というのを、特別支援クラスのことを言っているのか、習熟度別で分けてやっているクラスを言っているのかというのが、ちょっと分かれているみたいなので、その辺のところを教育委員会としてはこの人の言っているのはこういうことだと受け取って、それに対してどう回答したらいいのかとい

うのを考えていったらいいのではないかと思うのですね。

2番(成澤明子) クラスをつくるということは、指導者もまた増えるということなので、まず難しいということなので、やっぱり教育長がさっき話されたようなことを書いていけばいいのではないのでしょうか。

教育長(佐々木賢治) いわゆる特別支援学級クラスに入っている子供とは別ですよ。その子供以外の学習のおくれている子供、そのグレーゾーンというのを想定する場合ですね。学習障害、LD障害とか発達障害とかいろいろありますが、そういった子供たちのためのクラスが1クラスもしくは2クラスあってもいいのではないかと、そういう言い方だと思うのです。そのグレーゾーンの捉え方というのはそれ以外に考えられないですね。私たちはグレーゾーンという言葉は学校では使いませんが、であれば、個に応じた教育の配慮といえば通級指導というものもあります、通級。例えば国語、算数が非常におくれていると。その教科についてだけ別枠で指導するとか。それは通級ですね。学習形態の工夫で補っていくと。これは今もやっていますし、これは大規模校、中規模校、小規模校、関係ないけれども。

委員長(後藤真琴) そのグレーゾーンというのは学力だけでなく身体的なものとかも含まれてくると。この人が言っているのをどう捉えるか。

学校教育専門指導員(岩淵 薫) その捉え方ですね。

委員長(後藤真琴) ええ。

教育長(佐々木賢治) 身体的なものであれば支援学級。弱視、聴覚、それから肢体不自由、それはもう別枠でありますから。

委員長(後藤真琴) それをはっきり分けられる場合とはっきり分けられない、弱い、強いとかいう、それをこのグレーゾーン対象の子供というのを……、何のグレーゾーンなのか。

教育長(佐々木賢治) 多分、私は能力的なものだと思うのですけれども、学習能力。

4番(千葉菜穂美) ちょっとすみません。そこに、仮に自分はグレーゾーンの教室だと子供さんが思ったときに、すごくかわいそうだと思うのですけれども。そういうのはないほうがいいと思います。そういうのは要らないのではないかと思います。

教育長(佐々木賢治) いわゆる個に応じた指導形態。グレーゾーンと使わない、もう使ったら大変です。

4番(千葉菜穂美) 本当に。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) そうすると、個に応じた指導形態を今後検討していくということしかないような気がしますね。

教育総務課長補佐(早坂幸喜) 検討、充実と。

教育長(佐々木賢治) わかりませんと答えるよりも……

学校教育専門指導員(岩淵 薫) クラスを1つ増やすためには、人も増やさなければならいから、職員定数の問題にもなる。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) あと、うちのほうの特別支援教育に対する考え方ですね。

教育長（佐々木賢治） そこをあえて、グレーゾーンと表現されたあなたが表現した言葉の対象の子供。まあ、何だかわからないのだけれども。

委員長（後藤眞琴） カギカッコで包めば、いわゆるあなたが使ったという形になりますよね。「グレーゾーン」がね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 個に応じた指導形態、「グレーゾーン」となるのもおかしいな。グレーゾーンというのを……

教育長（佐々木賢治） まあ、いい、そのまま使ってもいいと思う。答えだから、これはね。

委員長（後藤眞琴） それを使ったという意味で、カギカッコでくくっておけば、「グレーゾーン」と。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それで、ここはどういう言葉でいきますか。「個に応じた指導形態」という言葉がいいですね。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） これは、言っているのが、クラスをグレーゾーンでつくりなさい、つくるべきだよと言っているわけですから。ただ、現実としては、グレーゾーンとして新たなクラスをつくるということとはできないと思うのです。だから、「新たなクラスをつくることは難しいですけれども、個に応じた指導を拡充していきます。」という、そういう表現にしておけばよいのではないのでしょうか。

2番（成澤明子） グレーゾーンという言葉を使わなくても……

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 使わなくて済むと思いますし。

教育長（佐々木賢治） ああ、それじゃあ「クラスを別途につくることはできませんが」、その前の言葉を生かすのであれば、「別途につくることはできませんが、個に応じた指導で対応してまいります。」、そうすると流しやすいよね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） クラスをつくらなくて、そこに例えば指導員が張りついて、個に応じて、今のような教員補助員でやっていくということね。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 教員補助員ですね。

委員長（後藤眞琴） だから、僕だったら、「グレーゾーン」をカギカッコで包んで、「「グレーゾーン」の範囲にいる子供たちのことですが」とやって、「個に応じた……」とね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） どこからカギカッコですか。

委員長（後藤眞琴） グレーゾーン。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「グレーゾーン」からカギカッコをやって、「「グレーゾーン」の範囲にいる子供のことですが」ですね。

4番（千葉菜穂美） グレーゾーンというのが

2番（成澤明子） グレーゾーンとかと言われたら、子供たちは嫌ですよ。

4番（千葉菜穂美） 嫌ですよ。

委員長（後藤眞琴） いや、だから、書いているこの人に答える……

教育長（佐々木賢治） 委員長が言うのは、カギカッコで包んだということは、あなたが使った言葉ですよ。

委員長（後藤眞琴） そうです。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうすると、「ことですが」までですね。

委員長（後藤眞琴） ええ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「グレーゾーンの範囲にいる子供たちが」、そして、個に……、それで、個に応じた……。

教育長（佐々木賢治） 応じた……

委員長（後藤眞琴） 「応じた指導体制を確立していきます。」という。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ええ、今はそれしか言えないですよ。

教育長（佐々木賢治） 「判断できません」と書くよりも、今のように書けば。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「指導体制を検討してまいります」ですよ。

委員長（後藤眞琴） まあ、それでも。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ちょっと読みますね。

教育長（佐々木賢治） 「個に応じた指導体制」で、「個に応じた指導で対応してきます」でもいいし、「対応できます」でもいいし。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「「グレーゾーンの範囲にいる子供たち」のことですが、個に応じた指導体制によって応じてまいります」ですか。

委員長（後藤眞琴） 「個に応じた指導をしてまいります」とか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「指導をしてまいります」ですか。

教育長（佐々木賢治） ええ。「個に応じた……」

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「してまいります」と。この辺としか言えないですね、ここはね。

委員長（後藤眞琴） 「判断できません」とやったら、あんたたち教育の放棄になりますからね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） はい、わかりました。

教育長（佐々木賢治） グレーゾンの意味がわからないので判断できませんというのはおかしいので。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これは、もし仮に特別支援のことを言っているとすれば、特別支援のグレーゾーンのクラスをつくるというのはまた別個な特別支援教育に対する町の考え、どう持っていくかですよ。

4番（千葉菜穂美） 教育者の方の意見。

教育長（佐々木賢治） 何だかわからないね。

委員長（後藤眞琴） それでは、ほかに何かありますか。では、次に。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） はい、ちょっと時間があれですので先に進みます。

次の12と13はちょっと論点的なところに入っています。それで、まず12の意見は、「小牛田中学校と不動堂中学校を1校に統合」ということです。「南郷地域は、幼小中の継続が望ましい」ということを言っているのですね。

それで、次も同じようなことを繰り返すのですが、その前に4行目のところには、3行目のところの部活はどうかのとはこれはいいけれども、そんなに重くない意見です。部活はある中で選べばいいから、生徒は多いからといっていいわけではないことを言っているのですが、次の「1校に統合するにかかわらず、1クラス30

人未満学級を実現してほしい。」ということです。これは当然のことだと思います。ですので、今回中学校をこの方向に持っていきますけれども、それとあわせて小学校をどうしていくのか。統合と再編を行わない小学校をどうしていくのかというのは、これから教育委員会として大きな課題になってきますし、統合までの期間はどうかということですね。30人未満学級になっていない、40人のクラスをどうしていくかというのがここでは検討の大きな課題になってくると思います。

それで、先ほど述べた小牛田中学校、不動堂中学校の統合と同じく、この人の考えは「小牛田中学校と不動堂中学校は統合して、その後に南郷中学校の統合を検討するのがいいのではないか。」という一般的にいう2段階方式です。このことを述べています。「将来、南郷中学校が統合してもよい新校舎を建てたほうがいいですよ」ということですね。

それで、ここで書いたのは、これはほかの同じような意見、この意見は結構多いです。この間見た幼稚園にもありますし、あるいは小学校、中学校の保護者の方にも多いです。これに対する教育委員会の考え方ですが、まず一つは、なぜこの学校再編を教育委員会はしなければならないのか。それは人口減少社会が間違いなく進んでくると。それに伴って中学校の生徒、小学校の児童が必ず減ってくると。この減り方がここ10年、20年はよいとしても、30年、40年と続いていくはずですよ。それが今よりも2割、3割と減っていくと想定した場合、このままこれから学校をあるいは新築、あるいは大規模改修する場合、50年、そのスパンでものを考えていったときに、今の体制では中学校における部活動を中心とする集団学習がなかなか思うようにいかないという状況が続いてしまうと思うのです。その問題を解決するのだと前から協議しているその内容をしっかりうたっていかななくてはならないというふうに思っています。

それで、ここに書いているのは、教育委員会では南郷地域では幼小中の一貫の継続が望ましいとも考えました。しかし、幼小中の一貫を継続したことによって、南郷中学校の生徒の減少とそれによるデメリットの解決にはつながりません。これは前もいろいろとお話をしたり、あるいは意見交換会の中でも会場から随分出た意見です。

次を述べますね。南郷中学校の子供たちが、社会性を初め人格形成に必要なものを身につける大切な時期にある中学生にとって、学校における集団的学習活動は非常に大事なものです。その代表的なものの一つが部活動です。今後、10年間で全校生徒が90人程度まで減る南郷中学校において、相当に限られた数の部活動しか運営できなくなります。また、部活動だけでなく運動会や文化祭などの行事、集団的学習活動といいますが、それにおいても支障が生じてくるものと思われる。これが一つの理由です。

それで、さらにはもう一つあるのですが、これも前々から協議していることです。現在の南郷地域においては、幼稚園から中学校までの12年間にわたって同じ学年の友達と過ごすこととなっています。小学校を卒業して中学校に入学する時点において、これまでよりも広い範囲でより多くの新しい友達と出会う機会を設けて、子供たちの交友関係を広げることのほうが、大切な時期にある中学生にとって重要で

はないかと考えました。そのためには、幼稚園、小学校、中学校と3つの各段階において同じ範囲、同じエリアの学区ではなく、中学校においてはこれまでよりも広いエリアの学区にしなければなりません。こうしたことから、教育委員会では南郷地域においても幼小を継続させ、中学校をもっと広い範囲で統合することが将来の南郷地域の子供たちのためになるものと考えています。これは、南郷地域の保護者の方々といろいろと意見交換会をした中からも出てきた、あるいは教育委員会の中でもこの方向が正しいだろうという協議をした方向でございます。

次に、2段階方式にしない理由は、これもまた南郷地域の保護者の方からの意見ですが、意見が多かったのでそれを教育委員会として採用したのですが、また、小牛田中学校と不動堂中学校を1校に統合した後に南郷中学校を統合するという2段階方式についても教育委員会で検討してきました。その中で本年……、ではなく昨年ですね。これは去年の暮れに書いたので。昨年9月に行った南郷地域の幼小中の保護者との意見交換会では、3校を同時に統合することを希望する保護者が大多数でした。これは間違いなく事実です。その理由としては、後から南郷中学校だけが統合するとなると、大多数の中に少数が合流することになることから、少数側の生徒の精神的な負担がより大きくなるのではないかと。それよりも3校が同時に同等の立場で統合したほうが南郷地域の子供たちにとってはよいのではないかとということでした。教育委員会としても、そうした保護者の考え方が望ましいのではないかと考えますというわけです。

それで、ちょっと次の5行目はなくてもいいでしょうけれども、生徒数が多いからよいわけではありません。生徒数が少ないから悪いわけでもありません。しかし、中学校教育において、全校生徒の数が90人程度まで減少すると、それによる問題……、それによる問題は、より一層大きくなっていくものと思われます。教育委員会では、南郷中学校におけるこうした問題を優先して解決すべきものであることから、現在の3つの中学校を1つに統合する必要があると考えていますということですので、旧小牛田町、旧南郷町というエリアが潜在的に頭に入っているので、こっちはこっち、あっちはあっち、1つずつでいいのではないかと意見が結構住民の方が多いです。しかし、実際今問題を抱えている南郷中学校の生徒の減少、この問題に対応するためには、やはり将来的に見ても、この際1校にするしかないだろうというのは前々から協議してきたことですので、ここは再度検討すると同時に、あるいは……再度検討はしなくてもいいですか。これは教育委員会で話し合ってきた内容をそのまま書いたところです。

ちょっとこの意見についてどうでしょうか。

委員長（後藤真琴） では、どうぞ。

教育長（佐々木賢治） 12は、全くそのとおりです。私はそれでいいと思うのですが、文言の訂正が幾つかね。「集団的学習」じゃなくて、「集団活動」でいいです。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「集団活動」でいいですか。

教育長（佐々木賢治） 「集団活動」、学習もいろんな行事も「集団活動」。7ページに2カ所ありますね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これはあちこちに出ていますので、全部統

—します。

教育長（佐々木賢治） それから、8ページ後半。下から5行目。意見13の前に、「生徒数が多いからいいわけじゃない」、そこはなくていいのではないですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ここはなくていいですね。

教育長（佐々木賢治） ええ。「しかし」までカット。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ええ、そうですね。

教育長（佐々木賢治） 「中学校教育において」云々。ずうっといって、「集団活動への障害」じゃなくて、「集団活動への支障」。支障を来すと。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、「支障」ですね。

教育長（佐々木賢治） 「影響」でも、「支障」でもいいかもしれないね。

委員長（後藤眞琴） これ、最後のところ、前に述べていたことをもう一度強調する形で繰り返しているのですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ええ、そうですね。

委員長（後藤眞琴） それでは、取っちゃっていいじゃないですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） なくてもいいですかね、ここは。

教育長（佐々木賢治） では、最後は取りますか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 取りますか。

教育長（佐々木賢治） なくてもいいし。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 同じことを強調して、もう一回言っただけです。

委員長（後藤眞琴） それから、この集団活動というのは、部活動、あれは学習活動には入らないのですか。

教育長（佐々木賢治） 集団活動ではなく、特別活動という領域があるのですが、学校行事の運動会とか文化祭とか、もちろん部活も。

委員長（後藤眞琴） あれは広い意味で学習というふうには捉えてはいないのですか。

教育長（佐々木賢治） 教科と領域というのがありますが、領域のほうです。特別活動。

委員長（後藤眞琴） それは学習には入らないのですか。学習という大きい……

教育長（佐々木賢治） 教科ですか。教科とは違います。

委員長（後藤眞琴） ええ、教科とは違うのはわかりますけれども、学習というものの中に部活動は入らないのですか。

教育長（佐々木賢治） 部活動は生徒会の活動、特別活動です。

委員長（後藤眞琴） その特別活動というのは……、学習活動というのは教科のみだというふうには捉えて、厳密に区別されているわけですか。

教育長（佐々木賢治） 指導要領では、教科と道徳、特別活動、あと総合的な学習。

今度は、道徳は教科に入りますけれども、特別活動が部活動、いわゆる生徒会活動。

委員長（後藤眞琴） それをひっくるめて学習と捉えていたのだけれども、そういう捉え方はおかしいわけですか。

教育長（佐々木賢治） 学習というのは教育ですね、学校の。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） じゃあ、広い意味では学習活動と捉えていいで

す。部活動も特別活動ですから、できますから。

委員長（後藤眞琴） 大きい意味での学習に……、

学校教育専門指導員（岩淵 薫） ということです。

委員長（後藤眞琴） それは、そう学校で捉えて、文部科学省もそういう……

学校教育専門指導員（岩淵 薫） はい、学習活動でいい。

委員長（後藤眞琴） そうすると、さっきの集団的学習活動と、これはやっぱり問題あるのですか。

教育長（佐々木賢治） 内容が、社会性を初め人格形成云々というところから入っていますので、集団活動のほうがいいと思います。

それから、次の部活動の視点から、部活動だけでなく運動会や文化祭などの行事（集団活動）、そのほうが望ましいと思ってそこをとってもらいました。

委員長（後藤眞琴） そうすると、みんな「集団的」は、「集団活動」というふうに統一する。

教育長（佐々木賢治） この文章の流れで、細かな話ですけれども。

委員長（後藤眞琴） はい。ほか、何かございますか。それでは、その形で。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 意見ではないのですけれども、この方の最後のところで「将来、南郷中学校も統合してもよい校舎、新校舎を」という表現がありますね。将来統合する生徒の分を加味した大きさの新校舎を建築することは、補助金が交付されないため町の財政に大きな負担となりますということをきちんと言わないといけないのではないのでしょうか。恐らく、この人は将来の分を見越して建てても国からの補助金も来るから大丈夫だろうということだと思えるのですよ。将来の統合に関する部分の補助金というのはあり得ないですからね。そこは明確に言っておかないとだめではないですかね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） これね、子供の数の推移をずっと見ていくと、多分南郷中学校の統合というのは5年、10年、20年は簡単にかかると思うのですよ。そうしているうちに、新しくできた学校も南郷中学校も減っていくので、最初に建てたものに入っていくのだろうね。だから、別に見据えなくても今のやつでいいのだけれども……

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 目減りして。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そう、目減りしてきます。なので、ならば中学校を統合して教室をたくさんつくっておいたほうが、財政上はいい面はあるのですよね。

教育長（佐々木賢治） 町の負担ね。町の負担が多くなければ。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ええ。そして、なおさら今度は30人学級なので、教室は国の補助金の基準よりも教室数は多くつくらなくていけないですから、そこは完全に町の独自、全部持ち出しです。それはもうしょうがないので。

そして、今度は教室が余るという次の問題が出てくるので、今度はこいつを複合化して、いろんな形で、それが一つの方法。あと、もう一つは、将来20年、30年後に小学校の統合も考えたときに、隣に来て、小学校6年生、5年生はその教室に入るとかということも考えられると思うのですよ。なので、教室を多くつくって

おくことは、今後将来にとってはいいのかなと思っています。

なので、そういう意味からも3校を1校のほうがいいでしょうという考え方です。
委員長（後藤眞琴） 今の早坂さんの意見ですけれども、この人は財政の面のことは考えていないですね。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 考えていないのでしょうか。

委員長（後藤眞琴） だからあえて触れなくてもいいのではないのでしょうかね。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） ああ、そうですかね。町の財政を配慮した意見ではないということですね。

委員長（後藤眞琴） そうですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） でもね、やっぱり南郷中学校はいつでも来られるようにしておくということを言っているのだけれどもね。多分ここは。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） ただ単にそれだけだと思うのですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 意外とこの意見は多い。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございませんか。それでは、次お願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） では、全部はできませんので、あと2つ3つで今日は終わりにしたいと思います。

次、13のほうは、ちょっとこれは御年配の方かなという気がするのですけれども、「自分の地域から遠くに子供を行かせるのはちょっと不安だ」ということと、それからまたこれも同じですが、「子供たちの姿が地域から見えなくなるのはマイナスだ。」ということを行っています。

それで、この方に対しても、教育委員会が進める学校の再編は、最初の1段目で財政のためにやるのではないということを行っています。これは断っています。財政を一番に重視したものではありませんということをもまず述べています。最も重視していることは将来の子供たちの教育環境をどのように整備していくかであります。今を生きる私たち大人が、将来を生きる子供たちのために可能な限りのよい環境整備を、教育環境を準備してあげることは最も大切なことだと認識しております。不安定な時期にある中学生を遠くに通学させることに不安を感じることにつきましては、スクールバスによる安全安心な通学手段を確保しますので御理解いただきたいと思えます。

また、学校生活を送る子供たちの姿が地域から見えなくなることは地域にとってマイナスになるという御意見につきましてはごもっともかと思われまます。しかし、将来の子供たちの教育環境がどうあるべきか、将来の子供たちのために私たち大人が今何を行うべきなのかを、教育委員会では将来の子供たちのことを考え、優先に考え、学校の再編を検討しなければならないと考えておりますということで、少し丁寧には答えています。

次の14、この方は「方針が明確でない。」ちょっとこの方が何を言おうとしているのか、わかりません。最後のところにありますが、「小中一貫校を1校成立させて考え方を立て直すべきではないか。」と。ここはやはり一つポイントかと思えます。この方が言っているのは、町内に小中一貫校を1つつくるという考え方をもって、将来ビジョン、それをもって考え方を立て直したらどうかということと言っ

ているのかと思うのです。ただ、ここにも書きましたが、まず教育委員会の意見の中の前段はちょっと飛ばさせていただきます。それで、「また」からですけれども、集団生活等の協調を考えるならば小中一貫校の1校成立をとという御意見ですが、将来においては町内の小中学校を小中一貫校1校に集約する考え方もあるかと思えます。これは本当に将来だと思えます。しかし、すぐに小中一貫校の1校に集約するのではなく、幾つかの段階を経て時間をかけていくべきではないかと考えていますということです。現在の小学校においては、不動堂小学校と青生小学校の施設が古くなっている問題はありますが、特に早急に再編や統合を考えなければならない大きな問題は生じていません。それぞれの学区の地域がかかわりながら、望ましい学校運営を考えていると教育委員会では受けとめております。こうした地域の中で運営されている各小中学校を現時点において1校に集約する必要はないものと考えているからですということです。

ただ、ここは少し考え方というか私の知識が間違っていたのですが、小学校を1校にしなければ小中一貫校が成立しないということはないようです。ですので、小学校は6校あっても小中一貫校は中学校1校に対して、あるいは中学校も複数・・・・、中学校は1校ですか、に対して小学校は6校あっても小中一貫校というのは成立するというようですので、この後段の書き方は改めなくてはいけないと思っています。

この小中一貫校、この方が最後に述べた本当にわずか1行ですけれども、このところにすごくこの方の質問の意味があるなというふうに思いました。ここは少し整理させてください。確かにそういった考えがあるということですね。しかし、現実的なものを考えると、中学校をまず1校にして、そして残った小学校を複数校で小中一貫校というのも今後検討するに値するのではないかというようなことで書いていきたいと思えます。

次、15番までにしたいと思えます。15番は、ここは何だかんだ書いているような方ですね。この方が書いているのは、どちらかというと反対の意見です。反対の意見としては、想定されるデメリットについて質問的なことを書いているのですが、まず「部活などの集団的な活動が行いやすくなると、単に数が多ければよいというものでない。多様な考え、多くの教員と、デメリットとして挙げることもおかしい。多くの教員と触れ合うことができるというのは、これはメリットではないと。挙げるのはおかしい。費用が低く抑えられる、だったら新たな教育とはどういうことなのか」ということを聞いています。それから、「大きいことは、人数が多いことはいいことなのですと、県内外で小さな学校でも立派に教育活動を実践している学校を学ぶべき」と。これはどちらかということと中学校よりも小学校だと思えます。

次、再編の理由、2つの施設の劣化。これは、これもちょっとあれですね。「12月までに学校の校舎の調査が終わって資料を示すとなっているけれども、延び延びになっている。その判断材料がない中でみんなから意見を聞くのはおかしいのではないか」ということです。

それから、「PTAの意向でおおむね賛成とあったけれども、どのような資料に基づいてなのか明確でない。」と。

そしてあと、もう一つは、「発言が少なくなってしまうのではないか。」ということも言っています。ちょっとここには回答しづらかったのですが、とりあえず改めてきちんと資料を提示して意見を聞くべきだと思うということです。結構この方はいろんな意見交換会とか説明会に来ている方かなというふうには思っていました。「教育委員会のみの考えではなくて、まちづくりの一貫とした学校教育であること、人口減少をさらに進めるであろう再編は考え直してほしい。」ということですね。

それに対して、ちょっと答えづらいところが随分あったのですが、次のように書いています。メリット、デメリットの考え方、感じ方は人によって異なりさまざまな意見があると思います。新たな教育活動の具体的な内容は、少人数学級、習熟度別学習などの導入や学習教材の充実などを想定しています。各PTAの意向については町の公式ホームページに掲載している保護者との意見交換会の記録を御覧いただければ多少なり内容はつかめると思います。現在の学校施設の現況調査は想定した以上に時間を要し、調査は平成29年3月までかかります。調査結果が出ましたら提示します。その他、詳細な資料については今後も逐次提供していきますということしか書いていません。

本日はこの15までで終わらせたいと思います。それで、15はよろしいですか。ここはちょっと書きづらかったのですが。

委員長（後藤眞琴） そのほかの13番のところで、かぎ括弧で教育委員会の意見で、「また」のところで、「学校生活を送る子供たちの姿が地域から見られなくなることは、地域にとって……」、これは「地域の大人たちにとって」ということを書いてあるのですよね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ああ、そうですね。地域の……

委員長（後藤眞琴） 「大人たちにとっても」と。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 「地域の大人」ですね。

委員長（後藤眞琴） ええ。「地域にとって」と。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そこが抜けていましたね。

委員長（後藤眞琴） 書いた人に怒られるかもしれないので、このところを向こうの言葉で、「地域の大人たちにとってもマイナスになる」とね。マイナスのことと書いてあるでしょう。

それから、15番のところで、新たな教育活動の具体的な内容はと、前のところで、前かどこかわからないけれども、英語教育の充実というのを入れていましたよね。このところには入っていないので。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね、入れておきましょう。「英語教育の充実」と。

委員長（後藤眞琴） ええ、ほかのところとの整合性。英語教育の充実、それも教育委員会で英語教育の充実というのはどんなことなのかというのも話し合っていないとならないと思うのですけれどもね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。

委員長（後藤眞琴） これはソフトの面をこれからちゃんと進めていかなければな

らないと思いますので、そのときにはよろしくお願いします。

あと、ほかに何かございますか。どうですか。こんなところでよろしいですか。

それでは、また次回に続きを。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それで、次回にこれの続きを行います。それで、今ちょっと約1時間で15件ですが、あと残り18件ほどありますが、これも多分1時間ぐらいかかるかと思います。

それで、そのほかに先ほど最初に申し上げました小学校、中学校の保護者の方が残っていますので、そちらの件数は117ですが、この住民から寄せられたように意見が濃いものは意外と少ないです。ですので、まあそれでも時間はかかるのですが。

それで、お願いですが、これを早く公表をしないではいけないので、この協議をできればもう一度臨時会をお願いしたいと思っています。それでよろしいでしょうか。ちょっと次の教育委員会の会議の日程のほうの調整等も入るのですが、提案させていただきたいのは、午前中、そして午後とできればまたがった形でお願いできればと思います。午前中9時から3時間、そして午後1時から4時まで3時間という形で、できれば残りの住民から寄せられた意見と、それから小中学校の意見、それをそこで終わらせたいというふうに思っています。

委員長（後藤眞琴） いつぐらいに予定をしていますか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 私のほうは早いほうがいいのですが。それであと、ちょっと次の話、いいですか。

それで、これをなぜ急ぐかといいますと、2月1日の皆さんへ全戸に配布するものには間に合いませんでしたが、今度はこれをまとめましたらば、前回お配りした幼稚園の保護者、あるいは今日お話しした住民から寄せられた意見、あるいは次にお話しする小中学校の保護者からの意見、これらを全部集めると今でも80ページぐらいになります。それで、両面で印刷しても40枚になります。これはちょっと前にお話ししましたけれども、かなりの膨大な量なので、どのように公表するかというのは、これは各コミュニティセンター、今回投書箱を置いた9カ所にこれを全部、10部なり20部ずつ置きます。そこから自由に持って行ってもらったりします。しかし、これらを全部まとめたものは配らなくてはいけないかと思っています。A3判のもので1枚か2枚、できれば1枚に済ませたいのですが、要点だけを。今寄せられた意見としては、例えば今日の論点となりました小学校3校を1校にするのか、あるいは2校を1校にするのか、中学校は南郷中学校を入れるのか入れないのか、その他論点。かなりその辺の意見が多いですし、あとそれから心配事といたしますか問題点としてはこの間お話ししました遠距離通学の問題、それから統合した後の子供たちのメンタルの問題とか、そういったものを幾つか、せいぜい5つ、6つぐらいに絞って、それに対して教育委員会の説明はビシッと書いていく。それを1枚なり、場合によっては2枚の資料になるかもしれませんが、それは3月1日に配りたいと思っています。ですので、まず今、行っている作業を早く終わらせて、今度はまとめの作業に入っていきたいと思うのです。ですので、できれば2月の早い時期といたしますか、今月はもう来週月火しかありませんので、早い時期にお願い

できればなと思っています。

学校給食センターを4月から外部に委託して、調理業務を委託するわけですが、それによって問題が発生することはないのでしょうか、仮にもし何か問題が発生した場合には、あるいは発生しなくても、その前と後ろを比較する上からも委託する前に一度南郷学校給食センターの試食をしていたほうがいいと思います。ですので、お昼は南郷学校給食センターを視察といいますか、検便していないと中には入れませんので視察はちょっと厳しいのですが、栄養士から簡単に説明を受けて試食をして、あと午後からはまた会議に戻るという形にしてはどうかと思っています。そして、暗くなる前の4時ぐらいには大体終わるようにしていきたいなと思っています。

ですので、今後の作業は今の寄せられた意見の確認と、それが終わった後は内容のまとめ。

あと、それからお願いですが、試食した場合、先ほどの規則上、御負担が小学校の負担になりますね。小学校だよ、たしか。275円でしたか、それはそれぞれ御負担いただく形になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今考えているのは、南郷小学校の会場を借りて試食会を行おうと思っています。271円ですか、その御負担はお願いしたいと思います。

委員長（後藤眞琴） そういうことにするということによろしいですか。では、そういうことにすることにいたします。

それで、あと臨時会というのは、定例会をいつするかというところで決めてよろしいですか。それとも今決めちゃったほうがよろしいですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） では、今決めましょうか。

委員長（後藤眞琴） それでは、2月の初めぐらいですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） はい。2日は・・・・・・

教育長（佐々木賢治） 日程15とあわせて決めたらば。そのほうが・・・・・・

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでいいですかね。

教育長（佐々木賢治） 日程15のあれもお願いしなければいけないから。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 15で一緒にしますかね。

教育長（佐々木賢治） ええ、今の臨時会ね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そのときに一緒にします。

委員長（後藤眞琴） 早目のほうがいいですよ。

教育長（佐々木賢治） 委員長さん、ちょっとすみません。今日のその他の日程第15は、2月の教育委員会定例会も2月の中旬ぐらいにお願いしなくちゃいけない内容です。例の管理職の承認、人事絡み。それで、それとの兼ね合いが出てきそうなので、ここで一緒に日程を決めていただいたほうが。

委員長（後藤眞琴） では、そのときに決めるということで、今、須田教育次長からお話があったような方向ですということによろしくお願ひします。

ほか、何かございますか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、本件は継続協議事項ですので、次回以降も協議を

進めてまいります。

その他

日程 第15 平成29年 2月教育委員会定例会の開催日について

委員長（後藤眞琴） その他に入ります。日程第15、平成29年2月教育委員会定例会の開催日について、事務局の案はございますか。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） それでは、まず2月の定例会の開催日について、2月16日木曜日13時30分、南郷庁舎での開催を提案させていただきたいと思っております。

委員長（後藤眞琴） 都合の悪い方はございますか。よろしいですか。では、時間は1時30分、南郷庁舎で開催ということによろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、そういうふうにしたいと思っております。

では、臨時会について。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 教育長、1日の園長所長会というのは、教育長は出席、大丈夫ですか。CRTテストも大丈夫ですね。CRTも問題ないですよ。

それでは、臨時会について御提案をさせていただきます。2月1日水曜日、先ほど須田教育次長が話した9時から。あるいは、2月2日、翌日。

3番（留守広行） 委員長、1日はちょっと。もしあれでしたら、欠席。

委員長（後藤眞琴） それでは、これは重要な会議ですので、……………

教育長（佐々木賢治） 2日の午後はいないです。教育長連絡会があります。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） ああ、そうですね。教育長連絡会が合庁でありますね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 前倒しで31日かな。

委員長（後藤眞琴） 3日は。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 3日は定期監査。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 町の定期監査で職員が対応できません。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ずらせてもらえば。

教育長（佐々木賢治） 2日、午前中はいるので。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） ただ、午前午後でということだったので。

教育長（佐々木賢治） ただ、我々は事務局だから、後から報告をもらえば。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。

教育長（佐々木賢治） あとは留守委員、私よりも留守委員が都合のいい日。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） それでは、改めまして、2月2日9時からということで、一日という形になるかと思いますが、お願いできればと思います。

委員長（後藤眞琴） 教育長さん大丈夫ですか。

教育長（佐々木賢治） 午前は大丈夫です。

委員長（後藤眞琴） 教育長がいなくて大丈夫ですか。やっぱりいたほうが、それ

では、6日とか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 6日にしますか、それでは。

教育長（佐々木賢治） 6日は庁議があります。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 午後から庁議ですね。

教育長（佐々木賢治） 逆に31日は。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 31日はどうですか、皆さん。

委員長（後藤真琴） 1月ね。

教育長（佐々木賢治） 31日、教務主任者会議があるけれども、それは。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それは大丈夫です。

委員長（後藤真琴） 31日、都合が悪い方はおられますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤真琴） それでは、31日に。

教育長（佐々木賢治） 早いほうがいいでしょう。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 早いほうがいいです。

教育長（佐々木賢治） では、後ろよりも前に。31日に。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） では、2月臨時会ではなくて1月臨時会その2という形になるかと思いますが。

教育長（佐々木賢治） すみません。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） よろしくお願いします。

委員長（後藤真琴） 2月16日は定例会でしたよね。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 2月16日は定例会です。

委員長（後藤真琴） 僕は、この委員長の任期は18日までですか。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） 19日までです。

委員長（後藤真琴） 19日までですか。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） はい。

教育長（佐々木賢治） それは先取りしますから。

教育総務課長補佐（早坂幸喜） それで、次回の会議で、委員長の任期が1年ですから新たな委員長の選出ということも次回の会議では、2月定例会のときにはお話を議題として上げることになります。

委員長（後藤真琴） 解放されるようによろしくお願いします。

教育長（佐々木賢治） 2月16日はもう一つあるのです、お願いした理由が。町内の管理職人事が2月14日に事務所から私のところに通知があります。それを教育委員会で承認をいただいて、16日の夕方までに宮城県教育委員会に報告しなければいけないです。それで16日に、去年もこの時期に。そういうあれがありました、よろしくお願いします。

委員長（後藤真琴） よろしくお願いします。

それでは、ここで暫時休憩したほうがよろしいですね。そのほかなければ、ここで暫時休憩とします。休憩時間は10分程度として、再開は午後6時からとします。

休憩 午後 5 時 4 7 分

再開 午後 5 時 5 5 分

【秘密会】

・報告事項

日程第 5 報告第 4 7 号 平成 2 8 年度生徒指導に関する報告（1 2 月分）

日程第 6 報告第 4 8 号 区域外就学について

日程第 7 報告第 4 9 号 指定校の変更について

委員長（後藤眞琴） それでは、引き続き秘密会を開催いたしたいと思います。傍聴者の方は入室できませんので、御了承願います。

秘密会の会議録は一般には公開されませんが、記録としては残りますので、各委員にはその点を御了解の上、発言をお願いいたします。

【以下、秘密会につき会議録の調整なし】

秘密会開始 午後 5 時 5 5 分

終了 午後 6 時 4 9 分

委員長（後藤眞琴） これで本日の議事は全て終了いたしました。これをもって、平成 2 9 年 1 月教育委員会定例会を閉会いたします。長い時間にわたって協議いただき、本当にありがとうございました。

午後 6 時 5 0 分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 早坂幸喜が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 2 9 年 月 日

署名委員 _____

署名委員 _____